

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

第4回会合

平成25年11月11日（月）

原子力規制委員会

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

第4回会合

議事録

1. 日 時 平成25年11月11日（月）13：30～16：13

2. 場 所 原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

外部有識者

明石 真言 独立行政法人放射線医学総合研究所理事

春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

丹羽 太貫 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連携部門
特命教授

星 北斗 公益財団法人星総合病院理事長

森口 祐一 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

原子力規制庁

森本 英香 次長

角田 英之 放射線対策・保障措置課長

石川 直子 放射線対策・保障措置課企画官

塚部 暢之 監視情報課課長補佐

内閣府

田村 厚雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

井上 博雄 原子力被災者生活支援チーム参事官

復興庁

星野 岳穂 統括官付参事官

環境省

桐生 康生 放射線健康管理担当参事官

森下 哲 放射性物質汚染対策担当参事官

4. 議 題

- (1) 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討について
- (2) その他

5. 配布資料

- 資料1-1 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームヒアリング結果
- 資料1-2 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（案）（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）

〈参考資料〉

- 参考資料1 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて
- 参考資料2 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム第3回会合議事録（案）
- 参考資料3 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について（提言）

議事

○中村委員 それでは、時間になりましたので、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム、第4回の会合を開かせていただきたいと思います。

本日は、検討チームの先生方、全員にお集まりいただきました。それから、関連する省庁の方にも左側に御出席いただいております。

お手元に座席表があると思いますので、あえて、それぞれ御紹介をいつものようにはしませんので、恐れ入りますが、発言の前には御所属とお名前を言っていただくと非常に助かります。

それでは、開始させていただきます。

まず、事務方のほうから、このお手元の資料について御説明を、御確認をお願いいたします。

○角田課長 お手元の資料でございますが、座席表の下に今回の議事次第がございます。

その下に、資料1-1としまして、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームヒア

リング結果という、これは160ページほどのもの。

それから、資料1-2が、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（案）。

それから、参考資料1が、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて。

参考資料2が、前回の議事録でございます。

参考資料3といたしまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方（提言）を配付させていただいております。

過不足ありましたらお知らせください。

以上でございます。

○中村委員 傍聴の方にも、全て同じものが配られていると思います。

それでは、最初に、この資料1-1、帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームヒアリング結果について説明させていただきます。

その前に一言お礼を申し上げます。

ヒアリングで、どなたの御意見を伺ったらいいかといったようなことは、ここにいらっしゃいます検討チームの先生方から、こういう人から御意見を聞きなさい、こういう実情を見なさいということの示唆をいただきました。それに沿って、そういった方を、今日御紹介するような方々のヒアリングを行いました。

私自身は、少し庶務の関係で伺えませんでしたけれども、ここの検討チームの何人かの先生方には、お忙しいところを、現地まで一緒にヒアリングにおつき合いいただきまして、一緒に御意見等を聞いていただきました。厚くお礼を申し上げます。

それと同時に、このヒアリングというか、いろいろと意見を言ってくくださった方、今日お話をするのは非常にまとまった形で、まとまった紙しかないのですけれども、非常に忙しいところを、それから、すごく時間をかけて丁寧に説明をしてくださいました。丁寧にお話をしてくださいました。

その全てがここに網羅されているわけではないのですけれども、議事録といったようなものを全てとってありますので、それも加えてお礼を申し上げます。

この場をかりて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ヒアリングの結果について、大体の要点を、説明をお願いいたします。

○角田課長 資料1-1、ヒアリング結果という資料を御覧いただきたいのですが、表紙をおめくりいただきますと目次がございまして、その次の1ページ目、ヒアリング結果の、最初に概要を添付させていただいております。

資料の構成といたしましては、最初の概要を今日は御説明させていただきますけども、6ページ以降、ヒアリングの結果要旨ということで、詳細なメモと、それから、いただいた資料を添付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、1ページ目に戻りまして、ヒアリング結果のところを御説明申し上げます。

最初の文章でございますけども、こちらのヒアリングは、地元の民間団体、自治体、大学関係者など、さまざまな人や機関が、放射線に起因した不安を抱えている人々と向き合っているということで、それぞれの主体が、どのような課題に直面し、どのような課題を乗り越えたのかなどにつきまして、検討チーム、有識者、それから事務局において聴取を行ったものでございます。

聴取させていただいた方々のリストを1ページ目に載せてございます。

民間団体における取組、自治体による取組、それから大学関係者による取組という順番になっております。

おめくりいただきまして、ヒアリングにおいて伺った主な内容ということで整理させていただきます。

最初に、菅野宗夫様。NPOふくしま再生の会の理事でございます。

内容といたしましては、生活再生までの道のりは、まだまだ遠い。村民、行政、大学・研究機関などの専門家と、NGO、NPOなど、さまざまな関係者が信頼し合い、協働できるよう、体制を早期に確立することが必要。特に行政は、役割を分担すべきところを、今は分断している。もっと住民のために一体となって取り組む体制を考えるべき。

それから、復興・再生の事業は、地域や地域住民の自立・再生のためにやるのが目的。除染はその入り口であるが、その除染の後にどうするかが見えてこない。

帰村意欲、生産意欲に結びつくものすら見えてこないのも、自立・再生までのロードマップをつくらなければならない。住民再生のためにやるのだから、住民の声を聞いて（企画立案段階から一緒に）、住民参加型の事業が重要である。このような事業に継続的な予算をつけるべきである。

「住民と行政」「住民と住民」は互いに理解し、分かち合うことが大事。住民、行政、大学等で得られたデータは全て共有・公開し、再生に活用すべき。海外の研究者も福島に来て研究できるような体制整備が必要。さらに、次世代に引き継ぐことが私たちの責務、といった内容でございました。

続きまして、生活協同組合コープふくしまの野中様、それから加藤様からお話をお伺い

しました。

コープふくしまでは、ガラスバッジの配布、家庭の食事の放射性物質の摂取量調査、それから、組合員による仮設住宅訪問、住宅除染サービスなど、被災者支援を続けている。

住民支援をする際は、どういうスタンスで関わるのかが重要であって、押しつけるのではなく、不安を共有することが重要。

不安を低減するには、住民の物差しで話ができるかどうか。専門家の一方的な説明では、内容が正しくても反感を招くことがある。実際に住民と向き合い支援するには、迅速に住民の相談に対応できる体制を整え、その場で解決できる権限を与えるべき。

3ページ目の上に移ります。

個人線量測定や食事調査は、放射線のことを理解せず、我慢して暮らすのではなく、正しく理解して前向きに暮らしてもらうために役に立つ。

長期にわたる支援を継続するには、国はイニシャル経費ではなく、ランニング経費に予算をつけるべき。住民（市町村）が自分たちのために使える予算が重要、ということでございました。

続きまして、伊達市市民生活部理事の半澤様からの御意見でございます。

リスクコミュニケーションについては、科学的な面とメンタルな面との双方が必要。取ってつけたようなものは信頼されず、受け入れられにくい。

ガラスバッジ「チ」ではなくて「ジ」一を用いた全住民の個人線量の測定は、自分の線量がわかるということが普及の要因だった。

各省の取組を結びつけることで、市内で活動をしているさまざまな団体の活動に横串を通すことができるかもしれない。市町村ごとに個別に避難指示を解除しても、「生活圏」—こちらは病院ですとかスーパーとか職場だとか、そういったものを一括して地域として表す概念でございますけども、「生活圏」にある市町村の避難指示が解除されないと、住民の帰還は進まないと思われる、といった御意見でございました。

続きまして、同じ伊達市の長谷部様、健康福祉部の次長の方でございます。

個人線量の測定で実際の被ばく線量がわかり、不安の解消につながった。実測値は帰還を判断する材料になる。「地域メディエーター」という取組を行われておられまして、リスクコミュニケーションを担当する方でございますけども、「地域メディエーター」には、市民が安心を得られる効果があった。相談員は、同じ担当者が継続することが望ましい。情熱がある人が望まれる。住民の相談に乗る人が信頼を失うことがないように、制度として

このような人を支える仕組みを期待する。

続きまして、飯舘村の菅野村長でございます。

専門家・研究者の説明が住民に理解できないことがあり混乱した。国による放射線に関する正しい理解のための積極的な発言を期待する。リスクコミュニケーションには、実施する人材が最も重要。この地に骨を埋める覚悟があるかどうか。村の要望に応えられるように、フレキシブルな支援、予算面での支援が重要、ということでございました。

続きまして、4ページ目。

川内村の井出復興対策課長と、井出川内村商工会の会長でございます。

長崎大学との協定と、一川内村には、前回は御紹介したように長崎大学の高村先生と折田先生らの拠点がございまして、その関係の活動でございますけれども、長崎大学との協定の仕組みは非常にうまくいっている。専門家のサポートは、住民の帰還、村の復興・再生にとって重要。こうした自治体支援の仕組みを国が中心になって広げるべき。国が福島に拠点を整備するのは重要。

健康管理の面では、検診（健診）受診率が下がっており、受診率を上げるためには県全体で受診しやすい取組を考える必要がある。

帰村に当たっての最大の課題は除染と雇用の場の確保。企業の誘致もしているが、根幹となる農業、林業が重要。

高齢者が帰還し、その高齢者にサービスを提供するのは若い人なので、そこで雇用が生まれ、コミュニティが発生する。外から人を呼び込むことも大事、ということでございました。

その次の高村先生は、前回の会合で御紹介いたしましたので、その次の折田先生のところに移らせていただきます。折田先生の会合では高村先生も同席されておられます。

折田真紀子様。長崎大学の原爆後障害の医療研究所の大学院生、保健師でございます。

地元の保健師は通常業務に専念し、自分は放射線関係の相談に専念することにより分業を図った。

帰村当初は、除染や放射線の健康影響についての不安が多かったが、徐々に相談内容が多様化してきている。

内部被ばくの問題については、食品の検査をいつでも行える体制。測定は村の担当者が行う。

いつになったら山菜が食べられるようになるのか気にしているので、専門家に見通しを

立ててもらおうことを考えていると、そういったことでもございました。

続きまして、5ページ目の上でございますが、福島県立医科大学の宮崎先生にお聞きしております。

個人線量結果は、これは御本人に送付するだけではなく、1対1の対面で説明することが重要である。

それから、月単位の測定では不可能なのですけども、時間単位の個人線量データを分析することによって、線量と行動の因果関係を分析することが可能になる。

それから、田村市での対象人員に比べて、今後、避難指示を解除した場合、大規模の住民を対象にケアする必要があるということ、これまでの成功例をそのまま応用できない可能性があるのも、工夫が必要です。

放射線の影響よりも、避難に伴う環境の変化やストレスによる肥満の増加の問題が大きい。そのような個人個人が抱える問題をケアする人材が必要ということでもございました。

最後、吉田先生の点は、前回の会合で御報告させていただいております。

あとは、7ページ以降、先ほども御紹介しましたけれども、詳細なメモと、いただきました資料を添付させていただきましたので、適宜御参照いただければと思います。

当方からの説明は以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

最初にちょっと申し上げていましたように、これは本当に、ヒアリングの、最初のところに「事務局において聴取した」というふうな言い回しになっていますけれども、こんな不遜な態度ではなくて、いろんな御意見をいただきました。

それで、こちらで今お示ししてありますように、166ページもの資料になりました。お陰様で。

そのほとんどが、80%、90%以上が、先方様からいただいた資料です。こういった資料を原子力規制委員会あるいは原子力規制委員会のこの検討チームできちんとウェブに載せることができるということで、感謝の印というか、そういうことで皆さんにお知らせするというので、一つのお礼とさせていただきたいと思います。

こういった資料をおつくりになるのは非常に大変だったと思います。本当にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

このヒアリングで、いろいろと御意見をいただきましたときに、こちらに座ってらっしゃいます検討チームの先生方にも何人か御参加していただいているところもあります。も

し、何かここにまとめたようなもので、何か齟齬があったり、あるいはつけ加えたりしたほうが良いようなこと、あるいは参加はしてらっしゃらなかったけれども、この辺をもう少し詳しくお聞きになりたいというようなことがありましたら、各先生方から御意見なり追加をお願いいたします。

○春日部長 春日です。

前回、ほかの委員の方々と一緒にヒアリング、また現地調査の実現をお願いしますということで、事務局、また中村先生にお願いしましたところ、このように、実際に詳細なヒアリングを実現していただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

また、中村委員もおっしゃったように、ヒアリングに対応してくださった方々にも厚く御礼申し上げます。

私自身は、川内村のヒアリングに参加いたしました。

今まとめていただいたことに加えるとすれば、井出様、——お二人とも井出様ですけれども、お二人が強調してらっしゃったことは、もとの村をそのまま戻すことではなくて、今回の避難を契機に、川内村らしい復興の仕方を改めて考えて、新たに村のビジョンを持ちたいという、そういうお話でした。

そのことを強調して、つけ加えたいと思います。

それから、私自身は大変時間が限られていたので、事務局のほうで調整していただいたほかのヒアリングに同行することができませんでした。そこで土日、週末を使いまして、現在、横浜市に浪江町から避難している方、それから、昨日は浪江町に実際に行きまして、現在、仙台市に避難している方と、それから、浪江町の役場の方と、本当にこれは個人的にお話をしてきました。

その中で、共有させていただきたいことをまとめます。

まず、避難している方お二人のうち、お一人はこのまま避難を継続したいという御希望でした。その理由は、家に帰っても、2年半以上も留守にした家は、もうネズミだらけ、カビだらけで、そのまま帰れる状態ではないこと、それから、帰っても仕事がないこと、それが大きいということでした。

いろいろと困られているのですが、現在困られていることの一つは、避難先で自分たちが避難者であるがために肩身の狭い思いをしなければいけないこと、それから、いろいろな不安をずっと持ち続けなければいけないということでした。

何を望まれるかということは、人として本当に当たり前の生活をしたということだそ

うです。

それから、もう一人、現在は避難していますけれども、いずれは浪江町に帰りたいという方。この方も、がん以外の健康影響に不安があるということをおっしゃっていました。

また、仕事や家がもとのままではないということにも不安を感じられていましたけれども、この方は、浪江町としての特徴、またメリットを生かせないかということをお考えで、福島第一原発に至る北の玄関口である浪江町の利点を生かして、そこに新たな産業基盤をつくってはどうかという、大変前向きなビジョンをお持ちでした。新たな、まちの再興という意味では、川内村でお聞きしたものと重なりました。

それから、役場の方。一つの不安の材料は、現在の福島第一原発の現状だそうです。

4号機で使用済燃料の移動が始まろうとしていますけれども、ぜひ、その様子をウェブカメラで公開してほしい、そのことが一つの安心材料につながるということをおっしゃっていました。

以上、情報共有させていただきます。

○中村委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○星理事長 ちょっとだけ、つけ加えさせていただきたいのです。

私も川内村のほうにお邪魔させていただきまして、お話を聞きました。

ここにさらっとまとめてありますけれども、特に印象に残ったのが、インフラとして重要な学校の再開をした。

しかし、その学校の再開が市町村をまたがると、近くにあるのだけど隣の町から通えないというような問題があるのだというようなことを聞きました。

これは交付金の話、その他でいろいろと問題があるのでしょうかけれども、市町村ごとの取組ということで、学校にしても健診にしてもそうですけれども、さまざまなことが、かつてのといえますか、震災前と同じ枠組みで行われている。しかし、こういう特殊な事情を鑑みれば、そういう、お互いに相互乗り入れといえますか、市町村間の協力や協調というようなことが、今まで以上にスムーズにできるような環境整備があったらいいのにといいようなことが、私は印象に残りました。

それから、もう一つは、国なり県なりが支援してくれる、特に技術的なサポートなどもしてくれるような拠点というようなことの必要性についても話し合っていた中で、いろんなものが分散しているということ、やっぱりどこの方も多分思っていて、データ

いろいろな結果や、あるいは、さまざまな情報や相談の窓口で、除染ならこっちとか、何とかならこっちとか、野菜はこっちみたいな話があるので、やっぱりワンストップでいろんな相談に乗ってくれるような体制が、まちとしてもつくりたいし、我々、まちなりが相談をする相手である拠点も、どこの窓口なんだというようなことがわからないのは、やはり不便だというようなお話を伺いました。

先ほど健診の話もしましたけれども、やはり市町村単位で行われている事業、それは本当に市町村が大変な思いをして復興を目指しているというのがよくわかりました。

しかし、単独の市町村ではできないということがあることも、一方、確かであり、やはり国として、あるいは県としてやるべき仕事がたくさんあるのだなということを感じて帰ってまいりました。

ありがとうございました。

本当に熱心に取り組まれている様子を見せていただいて、それから、短時間の間にセットしていただいたことには感謝したいと思います。ありがとうございます。

○森口教授 森口でございます。

2点ばかりでございます。非常に限られたスケジュールの中で、多くの方のヒアリングを組んでいただいてありがとうございました。

ただ、第3回に、特に地元の当事者も、住民からも直接聞いていただきたいというようなことをお願いしておりましたけども、なかなか限られた時間の中で御推薦申し上げた方の全てを聞いていただくということも難しかったかと思えますし、私自身の都合もありまして、なかなか現地に赴いてお話を伺う機会というのは非常に限られていたかと思えます。

今日に間に合っているのはここまでということかと思えますが、決してこれで終わりではなくて、むしろ、現地の事情をよく聞きながら、そこに応じた対策を講じていくのは、まだまだこれからということかと思えます。

また、関係省庁もぜひ一緒に行っていただいて、向こうで現場を見て、一緒に問題を分かち合うというような、そういうプロセスも必要ではないかというようなこともあったかと思えますので、そういう意味では、まだまだこれは取っかかり、特に検討チーム事務局だけでヒアリングをされたようなケースもあったかと思えますので、これは決してこれで終わりではなくて、むしろこれが始まりだというふうに捉えさせていただければと思います。

それから、もう一点は、先ほど春日委員のほうから詳細に御紹介がございましたので特

につけ加えることはございませんが、私も昨日、浪江のほうに同行させていただきまして、浪江、それから南相馬へ行ってまいりました。

そこの中で、やはり現場へ行ってこそわかる部分というのもございますので、また、少し関連した発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり現場に自ら出向くということは非常に重要かと思っておりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、なるべく多くのこの場に参画している方々が、これから先、現場の実施をよく見てくるということの重要性を、再度強調させていただきたいと思っております。

○中村委員 ありがとうございます。

○丹羽特命教授 今の森口先生のお話には、私は全面的に賛成です。ヒアリングのプロセスは我々が今知るためにやっておるのですけれども、これは、本当に復興が本格的になって来た段階では、現地からの細々した情報をさらにきちっと吸い上げて、それらを政策面に反映するといったプロセスが必要になってきます。

だから、ヒアリングは単に我々が学ぶためのというだけではなくて、もっと広い意味合いがあると私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

明石先生は。

○明石理事 明石でございます。

私自身は今回1回も参加できなかったもので、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

これは、こちらからかなり質問をされて答えられたのか、それとも、相手方の住民の方、その他、市町、行政の方から大体フリーに話していただいたのか。ちょっとその点をお聞かせいただけたらと思います。

○角田課長 事務局からお答えさせていただきます。

ヒアリングに伺う際に、事前に、いろんな、こういうテーマでお聞きするというを一応お願いいたしまして、例えば伊達市の半澤様のところでは、こちらは住民の方々に放射線の個人線量計を配布される先進的な取組をされておられたので、その事項についてお聞きしたいということでお邪魔いたしました。

そういうふうには、基本は、テーマでございます安全・安心対策に関してどんな取組をされているかということ、健康相談の実績でございますとか、リスクコミュニケーションに関する取組でございますとか、そういった取組についてお聞きしたいということでお伺いしております。

事務局からは以上でございます。

○明石理事 私自身は、初期のころに、健康の説明会等で住民の方とお話をさせていただいたことがあるのですが、今回のこのヒアリングの結果を見てみますと、当時と変わっているのは、非常に生活について、もとに戻りたいという気持ちがかかなり強くなってきて、初期のころとは大分違っているのだなということ。

それから、放射線のことについても、やはりどこかの試みはあるのだけでも、とにかく帰りたい、それから地元で生活をしたいという、するためには何をすればいいんだろうということを、かなり住民の方が強く、それから深く考えているのだなというふうに私自身は感じました。

○中村委員 ありがとうございます。

ちょうど明石先生がおっしゃったように、私自身も多分、明石先生と同じころにホットラインを受けておまして、そのときのホットラインの相談の内容とはかなり違っています。

ですので、このヒアリングの結果というか、ヒアリングの行動というのは非常に重要なことですので、このことは重く受け止めると同時に、今、各先生方から言われたように、これはヒアリングをするというのではなくて、必ず、何回もこの検討会では言われているのですけれども、そのニーズをよく聞くということ、それに対してきちっと答えるということが必要ですので、後でも少し出てくるとは思いますけれども、そういう受け口をつくる。受け口をつくったからといって、それをつくったらそれでいいというわけではなく、それを活用させて、さらにそれを発展させていくというような仕組みにしないと、何のためのヒアリングだかわからなくなってくると思います。

それから、春日先生、それから森口先生がおっしゃいましたように、もしかすると、大きな組織とではなくて個人個人のところから声を拾い上げていかなければならないこともあると思います。

私も経験しておりますが、皆様と一緒にいるときには、なかなか本当の不安というのはおっしゃらないときが、1、1でお話をされたほうがリラックスして本音を話されることがあると思います。あるいは、立場上もう少しわかりやすい人に、もう少し自分の身近な人に相談したいということもあると思いますから、そういったことも含めて、これは最後のほうにはきちっと書いてあるつもりですけども、そういう仕組みはつくっていきたく思っております。

川内村に関しましては、井出様お二人、同じ名字の方ですけれども、ここに関しましては、春日先生と森口先生が御一緒していただいたということで一星先生。ごめんなさい。星先生と春日先生が御一緒していただいたということで、今、言っていただいたことの要点だけを二つぐらいここに付け加えておいていただけますか。そのほうがいいと思うので。

ヒアリングはそれでよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

次が一番の難題でして、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方ということで、案というものをつくらせていただきました。これが資料の1-2に相当いたします。

まず、これを論議していただく前に、私のほうから一言お断りいたします。

私は、この検討チームが開始するに当たって、これは放射線に対する不安といったようなものを、この検討チームを通して共有し、それに対してどのような対策をすればいいか、帰還ということに限らず、放射線に対して不安を持っていらっしゃる方が、この検討チームの会合を見ながら、こういうこともあるのだ、こういうふうみんな不安に思っている、それに対してこうやって向き合っていくといいのかということ、この検討会議を通じて御覧になり、少しでも不安の解消に努めることができるといふふうには考えておりました。

ただ、実際に思うことと、やりたいことと、やれたことは明らかに乖離があり、私自身も、この4回、今日が4回目というか、たったの4回でそれが十分に議論し尽くされたとは決して思っておりません。全く不十分であるとは思っています。

ただ、一方で、いろんな御意見を聞いて、特にこのヒアリングというのを聞いて、私自身、あるいは福島に住んでらっしゃって、今、こよなく福島を愛してらっしゃる原子力規制委員長の田中先生のことを考えると、この年は、来年はどういうふう暮らししていけるだろうということ、なるべく早い形で、国が、あるいは私たちが少しでも決断をする、一歩でも早く、一歩でも前に進むことができるのならば、この検討チームで行っている課題は、これから先、必ず続けていくということをお約束して、一旦は原子力規制委員会で引き取らせていただいて、それを原災本部なり、各関係省庁に投げたいというふうな思いに駆られました。

したがって、今日は少しエンドレスになるかもしれませんが、何とかここで一つのキックオフをこれでさせていただきたいと思っておりますので、これから説明させていただきますが、よろしく御了解、御理解のほどお願いいたします。

それでは、最初に、資料の1-2について順番に。

○森口教授 ちょっとよろしいですか。

○中村委員 はい。

○森口教授 今、中村委員のほうから今日の進め方について御説明がございましたので、こちらのほうからも、質問といいますか、ちょっと提案させていただきたいことがございます。

最初に質問しようと思っていたのは、今日、必ず、今日の2時間プラス延長という時間の中でほぼ最終案をまとめなきゃいけないのかどうかということをお聞きしようと思ったのですが、それはイエスということかと思えます。

そうであった場合に、エンドレスといいましても、やはり私も含めまして、ほかの予定もございますので、一定の時間で議論しなければいけない。

そこで、時間切れで議論を尽くせなかった場合について、最終的な提案をどういうふうにとまとめていくのか。よくあるスタイルは座長に一任というようなことがあるわけですが、ぜひ、私どもとしてもお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、そこについては、そういうことで御理解いただければと思います。

それから、そういったことを確認した後で、非常に限られた時間でございますので、資料を具体的にどう修正するのか、議論のルールみたいなものを決めていただきたいと思います。いつもですと、割にランダムに手を挙げて、それについていろいろ議論してということになるのですけれども、そうしますと、時間がなかなか効率的に使えないところもあるかと思えますので、もしよろしければ、一通り御説明いただいた後で、各外部有識者のほうから、特に重要な事項を優先しながら、何ページのここについて、ここを直してほしい、こういうことだということになるべく先に一通り意見を申し上げて、それを事務局のほうで書き取っていただいて、整理していただいた上で少し議論をさせていただくようなことをしてはいかがかと思えますけれども、そのようなことをお願いできますでしょうか。

○中村委員 わかりました。事務局のほうの体制は、よろしいですか。

それでは、この資料の1-2、もちろんエンドレスって、今日一日中という意味ではありませんので。終わりは限られていますので、できるだけ皆様方のお時間の許す限り進めさせていただきたいと思えます。

資料の1-2に関しましては、森本次長のほうから順を追って説明させていただきたいと

思います。とりあえず、1の検討の背景の分をよろしくお願いいたします。

○森本次長 それでは、説明と申しますか、読ませていただきたいと思います。

まず、検討の背景ですけれども、これまでの議論を踏まえまして、検討の背景、これからの取組方といったものについて書かせていただいております。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質による被ばくのリスクを回避することを目的として、国は、平成23年3月以降、福島第一原発から半径20km圏内及び半径20km以遠の地域であって、空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以上となる地域における住民に対して避難を指示した。

その後、線量水準に応じた避難指示区域の見直しが行われ、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の区域指定が行われたが、避難指示が継続されたことに伴い、今なお、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

避難した住民には、これまでに2年8カ月を超える長期避難生活に伴い、日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計ができないことに起因する心理ストレスや、これに付随した健康問題が発生している。

また、家族の断絶や、無人となったふるさとの荒廃、コミュニティの崩壊などの問題も発生している。さらに、これらの問題は、放射線による被ばくに対する健康不安や、放射性物質で汚染された環境での生活再建に係る数々の不安とも密接に関連しており、問題を複雑にしている。

このような問題から、現在、避難している住民の中には、早期の帰還を希望される方々のほか、避難先など、もとの居住地以外での生活の再建を希望する方々や、今も決めかねている方々など、さまざまである。

国は、個々の方々の選択を尊重しなければならない。国は、避難している住民の個々の不安に応えるに際し、帰還を選択するか否かにかかわらず、これらの問題に向き合い、必要な措置について総合的に検討していくことが必要である。

前述したとおり、避難した住民の生活に関する不安、及び放射線に対する不安は密接に関連している。そこで、原子力規制委員会は、帰還に向けた安全・安心対策の策定に当たり、避難した住民の生活に関する不安の解消に向け、原子力災害対策本部の一員として、以下の事項について国としての取組の必要性を提起する。

避難指示区域等の市町村の主体性を重んじた復興支援。帰還後の住民の生活設計（子どもの教育・生育環境や医療・介護環境、生業を確保できるような生活環境）に資する取組。

避難を継続する人、避難区域外で放射線に対する不安を抱えている人への対応。帰還を選択する住民と帰還を選択しない住民との間など、異なる状況に置かれた住民間で、あつれきが生じないような丁寧な取組。福島第一原発で働いている作業員の安全確保や健康管理。

また、放射線に対する不安の解消に向け、原子力規制委員会は、平成25年3月に「東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について（提言）」をまとめている。これに加えて、今般、原子力規制委員会は検討チームを設置し、「線量水準に応じたきめ細かな防護措置」として、帰還の選択をする住民の放射線に対する不安の解消に向けた対策を科学的・技術的な見地から検討した。

これは全て原子力規制委員会の名前になってございまして、規制委員会として、こういうことを、いわばコミットさせていただくという構造になってございます。

○中村委員 1ポツのところにくらせていただきます。

今、森本次長より説明がありましたように、ここの主語は、もちろん「国は」なんですけれども、個々、個々が、「原子力規制委員会は」、「原子力規制委員会は」ということになっております。

既に御存じのように、2ページ目のところにあります幾つかの、五つのポイントですかね。そこにつきましては、この検討チームを立ち上げまして、1回目、2回目、3回目と、皆様から、必ずしも放射線ということに特化したのではなくて、全体的に考える必要性があるということを提起していただきました。

それを踏まえた形で、原子力災害対策本部の一員、つまり、ここに参加している、この会議の一員は原子力規制委員会であり、個人としては原子力規制委員長なんですけれども、こういった方々がきちっとこれを見ていく、問題を提起する、問題的を提起する必要性を提起するだけでなく、これを、はっきりと責任を持ってこのことを伝えるという役目を担っております。

したがいまして、これは検討チームからというのではなくて、原子力規制委員会としてこの取組の必要性を提起したいというふうに考えております。

ですから、ここの1ポツのところ、最初のほうは検討の背景ですから、どういう事情でこの検討チームを立ち上げるに至ったか、あるいは逆に、原子力規制委員会に対して、どういうことが問題として突きつけられたかということにはなるのですけれども、後半のほうは、原子力規制委員会としてこういうことをしたいというような書き方にしております。

何か、ここまでのところで御異論とか、あるいはここを、もう少し1行加えたいというようなことがありましたら御指摘いただけたらと思います。

○星理事長 星でございます。

前々から言わせていただいていることで、1点、2点ですか、ちょっと抜けているというか、追加していただきたいことがあります。

それは、確かに避難指示があつて避難したという人たちがいて、前から話している、そうでなくて避難という人と、避難指示があつても避難しなかったという人もいるし、あるいは、避難しなくてもできなくて、避難区域外だけれども不安を抱えている人というのがある。

これの問題は、今回のメインのテーマではないけれども、やはり継続して考えていくべきもので、これは、実は避難区域の人たちの帰還や生活再建と密接に関係するのだという話をさせていただいて、概ね皆さんに理解していただいたと思います。それが表現として抜けているので、そのことは加えていただきたい。特に、最後のくだりで「避難した住民」と書いてありますが、次の2ページ目の1行目で、「避難した住民を初めとして、不安を抱えて生活する住民一ほかの方々のことですが一の生活に関する不安」ということで、この人たちもいるということをお忘れしない。

実は、下に書いてあるのは、避難区域外の三つ目のポツです。「放射線に対する不安を抱えている人への対応」ということで、ここには書かれているというふうに私は理解しますが、やはり明示してほしいというのが1点です。

それから、先ほどの話にございました1ポツのところの市町村の主体性を重んじるといふことの一方で、市町村の垣根を越えた取組、つまり、相互に、例えば先ほどの例で言いますと、小中学校の設置・運営は、それぞれの市町村の責任であります、相互の乗り入れということになりますと、市町村間だけで話ができることではないので、国が提起するというのであれば、市町村にまたがることについて、お互いの理解というか、協力促進のようなための取組というようなことが書かれているほうが、私たちとしては理解しやすいし、取組を今後していく上でも、規制庁の話であるか、ないかということを含めて提起するというこの前段ですから、その辺は網羅してほしいなと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

2ページの1行目、「避難した住民の」というところ、それから、ポツの一番初めのところ、「市町村の主体性を重んじた復興支援」というところ、少し文章を書き換えることを

事務局のほうでお願いします。

○森本次長 はい。

○春日部長 春日です。

1ページの下から2段落目、その1行目ですけれども、「国は、個々の方々の選択を尊重しなければならない」。これは第1回目から、私たちが声をそろえて申し上げてきたことです。

これを、ただここに理念として書くだけではなくて、それをしっかり実現していただくために、この段落の最後ですけれども、「必要な措置について総合的に検討していくことが必要である」、「検討」ではなくて、「担保していくことが必要である」とまで踏み込んでいただければありがたいと思います。

それから、2ページ目、星委員が御指摘されたところの一部になりますが、ポツの一つ目、「避難指示区域等の市町村の主体性」に加えて、「市町村並びに住民の主体性」というふうに、「住民」を加えていただければと思います。

2ポツ目では、帰還後の住民の生活設計について具体的に踏み込んでいただいていますけれども、1ページで、避難を継続する方の選択も尊重するというからには、同じことをやはり尊重する形で、ここにも盛り込んでいただきたいと思います。そのため、3番目のポツのところ、「避難を継続する人」で止めずに、「避難を継続する人の生活設計」ということで、2ポツ目と同じことを、ここにも繰り返していただきたいと思います。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。

今、御指摘いただきました最初のほうは、「原子力規制委員会の」という主語のところの前になりますので、ここは事務方と相談させてください。

「原子力規制委員会は」というところの前までは、こちら側で受けた課題のほうの内容になっていますので、そこを、「国は、個々の方々の選択を尊重しなければならない」という、このフレーズは、国も一応納得しております。

ただ、今、春日委員がおっしゃったように、それを担保するような書き方をしなければならないというのでしたら、それを後ろのほうに持ってくるような形になると思いますが、ここの文章の中では書き換え、下のほうになると思いますので、それは、それぞれの書きぶりをかえさせてください。

それで、御提案のあった2ページのほう、丸が1、2、3、4、5と書いてあるところの一番

上のところは、今、星先生からいただいたものと、春日先生からいただいたものを少し、うまく合わせるような形で文章を書く。

それから、3番目のところには、2番目のことの帰還後という形で繰り返して書くような形。多分、今、春日先生がおっしゃっていることと星先生がおっしゃっていることのコンセプトはかなり近いものにあって、いわゆる一人一人の意見もきちっと聞く、市町村としての意見も聞く。ただ、一つ一つを聞いていると、お互いに関係していて、またがっているような案件については、むしろ、そこの独立性というか一本性が強調されるあまり、連携がならないと困るので、それもきちっと連携できるようにするというような形のもので受け止めることができれば、文章を少しかえてみたいと思います。

基本は、個々の意見を必ず尊重するということが、単なる理念ではなくて、きちっとそれを実行するということですね。そうですね。わかりました。

じゃあ、そこに少し文章を考えて入れ込むことにします。

○森本次長 はい。

○森口教授 森口でございます。

事前に、これより一つ前のバージョンをお送りいただいたのに対して、2ページまでで合計8点の修正意見を出しておりましたが、概ね反映いただいているのですが、二つ残っていた点がございますので、それを発言させていただきます。

1点目は、既に星先生、春日先生から御発言のあった、2ページの三つ目のポツで、「避難を継続する人、避難区域外で放射線に対する不安を抱える人への対応」と書かれているのですが、ここの書きぶりが2番目とそろっていない。3番目についても十分に踏み込んでいただきたいということを申し上げるつもりでした。

ただ、星先生がおっしゃったとおり、その前の文章が「避難した住民の生活に関する」と書かれているので、避難していない、強制避難の対象になった区域よりも、むしろより高い放射線のもとで避難せずに暮らしておられる方もいらっしゃるわけですので、そういった方も読み込めるような文章にしていきたいというのが1点目です。

2点目は、これはかなり大きな話で、これも原子力規制委員会としてどこまで書けるのかというお話はあるのかと思いますけれども、2ページの冒頭の1行目、2行目辺りに「原子力災害対策本部の一員として、以下の事項について国としての取組の必要性を提起する」と書かれております。これは幾つかの問題があると思っておりまして、「国としての」って、国って、一体どこがやってくれるのだろうかという話を皆さんおっしゃる。提

起すけど、本当に提起した上でやってくれるのだろうか、こういうお話がございました、ここをもう少し踏み込んでいただきたいと思いました。

そこで修正案をお送りしておりますので読み上げさせていただきます。

「原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法第1条にうたわれた「縦割り行政の弊害を除去し」という趣旨を重んじ、原子力災害対策本部の一員という立場を超え、以下の事項について原子力災害対策本部を構成する各省庁（原子力規制庁を含む）が担当省庁とロードマップ、進捗状況の点検、報告体制を明らかにした上で早急に取り組むことを求める」。

このような、やや強い表現かと思えますけれども、この修正案につきましては事前に事務局のほうにはお送りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

○中村委員 ありがとうございます。主語が「原子力規制委員会」というふうになっておりますので、今のことに関しましては、今、私が、そのまま「はい」というふうに、ここで結論を出すわけにはいきませんので、その文言を含めて、入れ込んだものを近いうちの原子力規制委員会のほうにかけさせていただいて、そこで御了承を得れば、そのままになりますし、あるいは、そこで修文になるかもしれませんが、その文は、一応受け取らせていただくということで御理解願います。

○丹羽特命教授 似たようなことで、これまた規制委員会として入れ込めるかどうかわかりませんが、これは規制委員会として書いておられる文章なのですね。

ところが、我々の方の問題意識としても大変な状況だからしっかり対応しなければならないという認識で鋭意やってきたと私自身は思っています。

だから、この後ろに何が出てくるかわからないとしてもそれらに関して、我々は責任があると考えています。

そうすると、主語は「規制委員会」だけではなく、検討チームも含まれます。例えば今回のまとめがオーケーとなった場合には検討委員会にも責任があります。そのためこのチームとしても、今後の行方を見守りたい。

そのためのシステムとしては、検討チームというものをスタンディングな形で保っていただきたい。そうでないと、よく起こることはありますが、我々が承認したものが、糸がきれて飛んでいってしまっても手をこまねくことになります。そうなれば我々に対して、「おまえ、あんなこと言っていたけど、きれいごとじゃないの」と言われることも起こりうるわけで、これは困ります。

そここのところを踏まえて、我々も一生懸命やっていますので、よろしくお願いします。

○中村委員 わかりました。

実は、この検討チームそのものは、どこが終わりというものではありません。同じような検討チームを原子力規制委員会の中で立ち上げています。例えば、私が関与しているものでは防災対策とか、そういったようなものもありまして、これは全部、検討チームはどこが終わりではなくて、永遠にというか、ずっと続いております。

必要に応じて、そのたびに招集というか、いろいろと御意見を聞いたり、あるいは検討チームのメンバーも、場合によっては多くの方を入れたりという内容になっています。

ですから、丹羽先生がおっしゃるように、本当にここまでしていただいて、そして、まだ十分ではないということもお互いに納得しておりますので、それは検討チームが、これが、今日が終わりではありませんので、申し訳ございませんが、まだずっとつき合ってくださいことにはなると思います。

ただ、それをここに、この文章の中に入れ込んでおいたほうがよろしいですか。

○丹羽特命教授 はい。これは何かの形できちっとした文章に残しておいていただいたほうが、今後、何が起こるかというときに、やはりそれは問題であるということを我々がきちり発言できるような形で置いていただくと非常に安心いたします。

○中村委員 わかりました。

それでは、書きぶりといったようなものについては、こちらのほうに任せていただいて、どこかの形で、文章に残させていただくという形でよろしいですか。

○森本次長 御指摘を踏まえた形で案をつくりまして、また、御相談をかけた上で、規制委員会にかけるという形をとりたいと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○丹羽特命教授 一つ、「任せていただいて」というのが、ちょっとひっかかったのですが、我々もコミットしたいですよということが、今の発言の趣旨でございます。

だから、もちろん書き直す部分はやっていただいているのですが、それは、やはり我々がインプットできる形でやらせていただきたいというふうに私は思います。

○中村委員 段取りとしては、少なくとも資料1-2、全部にそうなのですけども、今の御意見を踏まえて、今、ほかの先生方からいただいたものを全部踏まえた形で、まず、原子力規制委員会として提出する前に、先生方にお見せします。

それで、まずそこで十分かどうかということも、もちろん見ていただきますけれども、その上で出させていたいただきたいとは思っておりますが、その後のことについて、また、どういうふうを書くかということは、また御相談させていただくということで、よろしいですか。

○森本次長 承知いたしました。ありがとうございます。

○明石理事 明石でございます。

2ページ目のこのポツが五つある、三つ、四つ目までは住民帰還についてであります、最後のポツは作業員の安全確保や安全管理となっております。

もちろん、これなしでは、帰還はもう当然あり得ないということで、その重要性は認識しているのですが、ここは具体的なイメージとして、後半の部分に、恐らく具体的なことを書くというよりは、これは厚生労働省も含めて、あと事業者等にしっかりやりなさいというイメージのほかに、何かここで考えられることがあるのか、ちょっとイメージが湧きにくいので、教えていただけたらと思うのですけど。

○森本次長 私どもの理解ですけれども、まさにこの原子力災害対策本部は、オンサイト、オフサイト双方ともに対応を求められていて、そこでの健康管理は大きな課題でございます。

この検討チームは、帰還に向けたということでございますけれども、今までの御議論は、それに限らず、帰られない方もそうだし、あるいは、そもそも避難されている方もそうだし、みんな取り組む必要がある。そのミッションは、原災本部として取り組む必要があるし、それを、そのメンバーの一人である規制委員会が見るということですので、当然にこの視野の中には入っているということで、違和感は特にございませんけれども。

○中村委員 御納得いただけましたか。

恐らく、確かに福島第一原発というところでいうか、福島県で今働いていらっしゃる方、それから、避難していらっしゃる方、避難して帰ろうという決意をしようかしまいか、いろいろと迷っていらっしゃる方、いろんな方々の共有しているのが、一つが放射線に対する不安だと思うのです。

それで、それをざっくり書いてしまうと、こういうふうになってしまうのですけれども、福島第一原発で働いている作業員の安全確保や健康管理ということに関しましては、例えば、枝分けすると、つい近々では、福祉第一原発で働いている作業員の方々が、きちっと安心してというか、安全も確保しながらきちっとやりなさいねというような形は、原子力

規制委員会としても指示を出しておりますし、いろんな形でもやっています。

ただ、そういうことをやっているよということを皆さんに知らせる、あるいは健康管理をきちっとやっているよと、こんな形のものをやっているよというような具体的な作業と似たようなものに関しては、残念ながら、各関連省庁といったものに投げざるを得ないのが実情です。

ですから、私どもが原子力規制委員会として、もしできるとするならば、福島第一原発で働いていらっしゃる作業員の方々にきちっと向き合って、きちっと作業している、あるいは不安があったときにどのような健康相談を受けるといったようなことをきちっとしているか、それか、あるいは、その場所がきちっとそういう環境になっているかということ、責任を持ってウオッチングし、もしまずいことがあったら規制委員会の名前で、いろんな形で示唆をしよう。

これは、原子力災害対策本部の一員というよりも、かなり踏み込んだ形に、オンサイトの的になりますので、これは特定廃炉とか、特定施設といったようなこともありますし、今現在、汚染チームといったようなこともありますので、かなり、原子力規制委員会としては中に踏み込んで、この辺のところは意見を出しているつもりではあります。

どうぞ。

○星理事長 この点で、もう少し書くとすれば、多分、被ばく管理あるいは健康管理、そして安全確保でやっているか、やっていますということではなくて、その結果どうなのだということが知られること、それは、個人のプライバシーやその他に配慮した上で、どのぐらいの被ばくの人たちが、どんな環境で生活し、そして、その結果がどうなっているのかということは、自分たちの被ばくの線量などとも比較しながら考え得る一つの大きな材料になるだろうと。

それを言うと、原発の中の人たちを材料にするのかと言われると困っちゃいますが、そういうことではなくて、そういうことがしっかりと行われています、こうなっていますということが我々に提示されることが必要なので、書き換えるとすれば、多分、安全確保や被ばく管理、健康管理の充実と、その情報提供の推進というようなことが求められているのだろうと思うので、そういうふうに具体的に書いてもらったほうが、やっているか、やっていますという話に聞こえちゃうと、せつかくの議論が無駄になるような気がしますので、その辺は配慮をお願いしたいと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

○明石理事 大体理解できて、別に、これに違和感を持っているということではなくて、今、星先生が言われたような内容がわかるように示したほうがいいと、そういう意味です。

○中村委員 ありがとうございます。事務局のほうでちょっと修文してみてください。

○森本次長 承知いたしました。

○中村委員 それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

それでは、2ポツのところから、住民の帰還に向けた安全・安心対策の基本的な考え方ということで、2ポツを、5ページまでですね。じゃあ、よろしくをお願いします。

○森本次長 それでは、3ページから5ページまで説明させていただきます。

住民の帰還に向けた安全・安心対策の基本的考え方、(1)で線量水準に関連した考え方、(2)で「個人線量」に着目することについてととなっております。

まず、(1)の線量水準に関連した考え方ですが、放射線による被ばくによる国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

放射線による被ばくが、およそ100mSvを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100mSv以下の放射線による被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと、国際的に認識されている。

公衆の被ばく線量限度（年間1mSv）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量生涯被ばくによる年齢別死亡リスクの推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の平均値等をもとに定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものでないとされている。

事故などの非常事態が収束する過程で、被ばく線量が平常時の公衆の線量限度（年間1mSv）より高い状態が継続し、被ばく線量の低減に長期の時間が必要な状態（以下、「現存被ばく状況」という。）においては、線量限度を用いず、公衆の被ばく線量の低減活動の目安とする線量域（1～20mSv）を設けることとされている。

この線量域の中から、国の当局は、関連するステークホルダーの見解を適切に取り入れ、社会的・経済的リスク等を考慮した上で、適切と判断される値を目標として選択し、生活を継続しつつ、長期的にこの線量域の下方を目指すことが適当であるとされている。

我が国では、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえ、空間線量率から推定される年間積算線量（20mSv）以下の地域になることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとして定めている。

ただし、避難指示区域への住民の帰還に当たっては、当該地域の空間線量率から推定される年間積算線量が20mSvを下回ることは必須の条件である。国が「帰還という選択肢」を示すに当たっては、同時に、以下について責任を持って取り組むことが必要である。

長期目標として、個人が受ける追加被ばく線量が年1mSv以下になるよう目指すこと。

避難指示の解除後、住民の方々の被ばく線量を低減しつつ、住民の方々の健康を確保し、放射線に対する不安に可能な限り応える対策をきめ細かに示すこと。

参考は省略させていただきます。

(2) 「個人線量」に着目することについて。

平成25年3月の「東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方について（提言）」にもあるように、放射線による被ばくの健康影響を判断するためには、個々の住民の被ばく線量をできるだけ正確に把握することが重要である。また、住民の長期的な健康管理の面においても、今後とも、個々人の被ばく線量を個人線量計等によって継続的に実測し、その記録を残すことが重要である。

したがって、住民の帰還に当たっては、被ばく線量については、「空間線量率から推定される被ばく線量」ではなく、個人線量計等を用いて直接実測された個々人の被ばく線量（以下、「個人線量」という。）により評価することを基本とすべきである。

また、これまでに各市町村で測定された個人線量の結果によれば、空間線量率から推定される被ばく線量に比べて低い傾向ではあるものの、個々の住民の生活や行動によってばらつきがあることが確認されている。

したがって、一律の対策ではなく、個々の住民に着目して対策を講じることが重要である。

○中村委員 ありがとうございます。

基本的な考え方が二つあります。もちろん連携しているものですが、一つは線量水準に関連した考え方。ここも、なかなか説明が難しいのですが、帰る、帰らないは、もちろん個人の決定を尊重するわけですが、私どもが言える範囲としては、放射線の被ばく線量というものを一つのメルクマールとして、それで、帰るか、帰らないかを決めていただく、あるいは、帰ったらどういふ不安があるということをお議論願いたいということでした。

実際には、ここで言っています20mSvという、この値そのものではなくて、この水準に関連した考え方をお認めいただきたいということが最初からの趣旨でございます。

そして、その線量をはかるに当たっては、推定というよりは、個人で、自分自身がどれだけ被ばくをしたかということを見ることによって、少しでも不安解消に役立つのではないかと、ここに基本的な考え方としてつけさせていただいた次第です。

特に、最初にあります、3ページにあります、放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考え方といったようなものは、ここにありますようなICRPとか、いろいろな形の、ここには書いておりませんが、後につける予定ですが、出典といったようなものを明らかにする予定でございます。どこから持ってきたかということ。

ただ、それ以上に、このことについては非常に詳しい明石先生あるいは丹羽先生のほうから、こんなことは書いていないよとか、ここの表現が間違っているよとかいうようなことがありましたら、3ページの、ここの丸が三つ、ポツがあるのですけれども、ここのところは非常に、多分、明石先生も私も経験があるのですが、この辺の言い回しって、相当誤解を生んだり、ミスリーディングになったり、危ういところがあるのですけれども、文章に書いてしまって特に問題がなければ、このこと、それから、ICRPの考え方の捉え方についても、丹羽先生はよく御存じでいらっしゃると思うので、何かこの辺で、ここは違うのではないかというような御意見がありましたら、そこを訂正させていただきたいのですが。

あるいは、今それがなければ、5ページの最後のところまで、特に何か御意見があったり、あるいは、もう少しつけ加えるべきだということ、実際には3、6ページ以降の取組というのがかなり具体化されていますので、ここは少し考え方とかいったような基本とか、基盤とか、プラットフォームとか、そういう形にはなるのですが、もしそこが崩れたり、齟齬があったりするといけませんので、もしよろしければ御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

○森口教授 森口でございます。

非常に重要なところかと思えます。ほかの先生方も恐らく、いろいろと御発言されるのではないかと思います。

ちょっと先に、文言の修正で済みそうなところからお話をさせていただきます。

3ページの末尾に「20mSvを下回することは必須の条件である」という表現がありまして、前のバージョンですと、必要条件であって十分条件ではないという書き方になったと思います。それはそれで、わかりにくいかなと思うのですが、必須ということを書いていた

いたのですが、十分条件ではない、十分ではないという言葉が抜けた結果、結果的に何を言おうとしているかといいますか、前の表現とちょっとニュアンスが違っているような気がしますので、そこを直していただきたい。

それを申し上げているのは、今日のこの会合に至る数日前から、いろんな報道がなされているかと思うのですが、どうもその中で、幾らこういうふうにしたとしても正確に伝わらないのかなと思うようなところとか、いろいろとありますので、そこを正確に伝える努力を最大限しなければいけないかなということからの思いでございます。

2点目は、もう少し早い段階で申し上げるべきだったのかもしれませんが、4ページの二つのポツの1番目に、長期目標として、個人が受ける追加被ばく線量が年1mSv以下になるよう目指すことという話が出てまいります。

それから、今日、全体のトーンとして、空間線量からの推定ではなくて個人線量でという話が出てくるわけですが、これも一部で報道されていたわけですが、実質上、その目標を緩和するということなんじゃないかというような批判もありました。

これについては、第3回の検討チーム会合の最後に、一つ宿題を出させていただいて、安全な水準がどうかということとは別に、ある種の政治的な約束として、例えば年間1mSvというようなことをおっしゃったことがあったのかどうかということについて、関係省庁、特に環境省辺りからお答えをいただきたいというような宿題を出させていただきましたので、これは今すぐでなくても結構なんですけど、ここの部分に少し関係するところかと思っておりますので、今日の会合のどこか適切なところでお答えをいただければありがたいと思っております。

以上2点でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

最初のほうの、必須の条件であり、十分な条件でないというところは、少し書き換えは可能ですか。

○事務局 大丈夫です。

○中村委員 わかりました。

それから、例の20mSv、1mSvって、これはこの後も少し出てきますけれども、この数値を出すということは、非常に私たちも注意はして、数字がひとり歩きをしていきます。あえて申し上げるとするならば、ここには多くの報道関係者もいらっしゃいますので、私どもがこう言った、ああ言ったといったことに対して、一つ一つの報道に対して、今おっし

やったことに対して特に答えるという形はとりませんが、何か私どもが申し上げたことに対して誤解があるようであれば、私は、それは私たちのほうの立場から正すべきだとは思っております。

今、森口先生から御指摘のあったことに関して、何か事務局のほうから答えることはありますか。

○森下参事官 環境省の除染担当の参事官の森下でございます。

御質問がありました1mSv、長期の追加被ばく線量、個人の被ばく線量の目標ということでございますけれども、これは4ページに書かれているような書きぶり。

これにつきましては、もともと原安委の御提言を踏まえて、政府全体でこういう目標をつくろうということで作られたものでございまして、その後、放射性物質対処に関する特別措置法ができて、その中で基本方針というのを定めまして、以降、環境省が除染に取り組むに当たりまして、政府全体の取組目標、長期的な目標を達成するために、一つの方法として、除染についてもその方向を目指してやっていこうということで、こういった書き方で説明させていただいているということがございます。

○森口教授 という公式見解をたびたび伺っておるのですけれども、現地に行きましてお話を伺いますと、みんな、もう年間1mSvだと思っている。しかも、空間線量の、あの計算式で1mSvということしか、みんな考えていないよというようなことを言われてしまうものですから、それは、どこでそういう齟齬があったのか。

担当参事官としては、そういうお考えで、あるいは霞が関のほうではそういうふうな見解であったのですけれども、現場でいろいろと住民の方などとお話をされる中で誤解を生じるようなことがあったのか。

それは、もしそういうふうに約束してこられたのであれば、ここで幾ら丁寧に、科学的にこうだといっても、その信頼関係が回復しないことには、ここの部分の、ここで議論しようとしているところは、なかなか受け入れていただけないものですから、そのところについては、もう少し踏み込んでお答えをいただけないかなと思っております。

○森下参事官 除染を実施するに当たりましては、実際の作業を実施するに当たりまして、住民の皆様方にも事前に御説明させていただいて、御了解をいただく、同意をいただきながら進めていくということをやっております。

その中で、例えば除染の作業につきまして、やり方としては、除染というのは合理的な手法で下げられるところまで下げるといったやり方でやっております。やり方も試験施工と

いうやり方をしております、例えば、どういうやり方をすれば一番、最も効果的にその地域の、区域の線量を下げられるのかと、そういうことを幾つかの工法で試しまして、その中で最も下げる手法というのを採用すると、そんなことも住民の皆様方にお示ししながら除染作業を進めさせていただいているということは実際にやっていることでございます。

○森口教授 時間も限られておりますので、今日、この点はこの程度にいたしますけれども、やはり現地のほうで、どういうふうに受け取られているのか。

環境省がこれを決めたわけではなくて、むしろ、それ以前からの政府としての基本方針がこうであったということだと思えるのですけれども、そのところが現地で十分に正確に伝わっていなかったということがあれば、それは説明する側にも落ち度があったというような謙虚な気持ちでないと、なかなか信頼関係回復しないかと思えますけれども、その点につきましては、どうかよろしく願いいたします。

○中村委員 今の点以外によろしいですか。

ICRPとか放射線のところとか、よろしいでしょうか。

出典は書かせて、ちょうどここには、まだちょっと用意できていなかったものであれなのですけれども、出典をどこから引いてきたかというようなことについては、それをリストとして、この資料のところにつけ加えさせていただきます。

ICRPといっても、物すごく多くの量のパブリケーションがありますので、そのパブリケーションのところ、あるいはパブリケーションには番号がついておりますので、その中の番号といったようなものもあります。

放射線による、がんとの関係については、いろいろな形のもの報告されていますけれども、一番よくわかりやすいのは、例えば放医研でおつくりになっていらっしゃるような図なのですけれども、それとか、あるいは、UNSCEARでも出ていらっしゃいますけれども、UNSCEARも放医研で日本語版を出していらっしゃいますけれども、そういった形の引用でよろしいのでしょうか。

わかりました。それでは、その辺のところの・・・、じゃあ春日先生。

○春日部長 出典を引用していただくということは、大変ありがたいと思います。

もう一点、事務局に口頭でお願いしていたことがありまして、今の議論にも少し関連するのですけれども、空間線量率、それから年間積算線量、そして個人の線量、それぞれ換算が単純ではないわけです。そこに理解される上で誤解が生じる余地があると思っておりますので、どこかに、少なくともその三つについての定義をはっきりわかりやすく書いていただ

きたいというふうに思います。それから、お互いの関係ですね。

それと、この1点目、私自身は放射線防護の専門家ではありませんので、学会会議の中の専門の方に、私の書き方をチェックしていただいたものを事務局に御提案いたしました。そのことが1点目のポチの中に大分盛り込まれていますけれども、若干一部違うところがあります。そこが不正確であるといけないので、その点を御指摘させていただきます。

1点目の4行目、「がん等の影響」とあります。それから、5行目、「疫学的に健康リスク」というふうにあります。これは、がん罹患率やがんによる死亡率以外の健康影響を含むというふうにも理解されかねない表現かと思います。

ところが、最近になりまして、がん以外の健康影響については、低線量でも疫学的に差があるという報告も出ています。これらの論文を否定することはできないと思いますので、ここ現時点ではっきり書けることは、がんによる死亡率ということと考えると、それに特化した書き方に修文していただいたほうが良いと思います。

すなわち、1ポツ目の4行目は、「がん等の影響」ではなくて「がん死亡率は」、それから、5行目も「疫学的にがん死亡率の明らかな」というふうに限定していただいたほうが、現時点での知見ということでは、より確かな書き方になるかと思います。

それともう一つ、すみません。3点。もう一つあります。

ここの(1)に加えていただきたいこと、それは子どもへの影響のことです。

これは、第1回の検討チームのときに私も発言したことがありますけれども、その後、この検討チームでは議論に上らなかったのではないかと思います。

本日の午前中、環境省の委員会がございまして、そこで、子ども被災者支援法の理念に基づいて、子どもを含む健康影響の議論が始まりました。

そのことも踏まえまして、どこかに、多分、1ポツ目と2ポツ目の間辺りがよろしいのではないかと思いますけれども、小児における感受性の違いにも考慮すべきであるというふうな、そういう文言を盛り込んでいただければというふうに思います。

○中村委員 すみません。最初のほうなのですけれども、最初に御指摘いただいた内容に関しては、むしろ、明石先生が御専門なのですが、そういう書きぶりによろしいですか。

まず、1点目。

○明石理事 第1点目というのは、このがん等の影響ということですね。

恐らく、私どもが知っている知見の中では、がん以外の疾患の線量というのは、例えば50mSvとか、もう少し高い線量であるというふうに、私どもは認識しています。

ここは、限定的に言ってしまえば、そうかもしれないのですが、ほかの疾患を、「等」をどけてしまうと、がんだけというふうになるので、私は、今の文章のほうがいいような気がするのですけれども、どうでしょう。

○春日部長 ここで本当に考えたいことは、がんに限定しないで、もう少し広い健康影響ということなのですけれども、私の知っている範囲の論文では、ランセットと、あとリユーケミアに、100mSv以下の、ある種の被ばくによって白血病の差が出ているという、そういう論文がありました。

こういう論文については、今後、類似の、また関係する疫学的知見、また、そのほかの基礎的な生物学的知見の積み重ねによって、もう少し確実なものに、知見としてなっていくものと思います。現時点では、それらの論文の成果を否定することはできないというのが、より正確な表現ではないかと思います。

ただ、そのことをここに盛り込むよりも、現時点で少なくともはっきり言えることを、ここに書くということのほうがよろしいのかなと思います。

○中村委員 わかりました。今のランセットとリユーケミアの件は、私も読んでおります。

それでは、ここのところは、一回、引き取らせていただいて、今の正確に書くことに、文章に書くって結構重いのです。日本語で書くっていうことは、

ですので、一回、書かせていただいて、先生方に見ていただくということでもよろしいですか。

例えば、一つ、「など」という、「など」を入れるだけでも、かなり重い内容になってしまって、限定するっていうことは、いろんな形でも事実になってしまいます。論文から引用すると、そのままコピー&ペーストするならばいいんですけれども、これは国の形で文章にしますので、そこはちょっと時間をいただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

○春日部長 私が、日本学術会議の専門家からアドバイスを受けて事務局にお送りした文章には、もう一文つけ加えております。一応、議事録に残すというために読み上げさせていただきます。

「一方、がん以外の健康影響については多様な知見が報告されているところであり、今後、生物学的・医学的基礎研究並びに疫学研究の統合的解析が必要である。」。

以上です。

○中村委員 わかりました。それを事務方のほうでよく聞いて、あれしてください。

それから、もう一つの、宿題が多くて、多分、先生がおっしゃったことに対して答えていないのかもしれないのですけれども、子どもの被ばくのことについて、どこに入れるというふうにおっしゃいましたか。何ポツのところですか。

○春日部長 1ポツと2ポツの間に、新たな文を。

○中村委員 1ポツというのは、ポツの1。

○春日部長 ポツの1とポツの2。

○中村委員 「国際的に認識されている。」という、このポツと、「公衆の被ばく線量限度」の、この間にですか。

○春日部長 はい。新たなポツを入れていただければと思います。

○中村委員 それは、国際的な知見とか、及び線量水準に関する考えという形で入れるのですよね。ここは、そういう形なのですから。

○春日部長 すみません。午前中の資料を、今、探し出せばあれなのですから、一部引用できるものがあると思います。

○中村委員 どうぞ。

○丹羽特命教授 これに関しては、国際的な知見で今、二つ、10mSvでリスクが上がるという論文があります。一つはオーストラリア、これは随分、対象の人数が多い研究です。

ただ、このオーストラリアのものは、あり得ない疾患が増放射線で加すると報告されています。例えば、悪性黒色腫とかも増加する形になっています。でも悪性黒色腫は、電離放射線では発症の増加は認められていません。そういう問題もあって、この研究は、人数は多いのだけどいろいろな問題があるということで、疫学者の中でも疑義が出ております。

ランセット論文に関して議論が続いているのは、小児で何回もCTを撮らなければならないという異常な状況が得られた結果をゆがめているのではないかという問題です。疫学者はこういった問題を交絡因子とよび、そういった特殊な子供さんを対象にしていることで、結果がゆがめられている可能性の検討が続いています。この点は、特に頭蓋部のCTと脳腫瘍の関係で議論されています。ランセット論文ではもう一つの疾患が増えており、それが白血病です。白血病に関しては、より脳腫瘍よりは信憑性が高いということになっています。

この二つの論文で議論しますと、白血病は、低線量で頻度が上昇する可能性はある。ただ、研究者のなかでは、一つ論文が出たからといって、それがコンセンサスになるわけではないと思っております。

それで、そのような立場から考えますと、それと、非がん影響に関しても、ICRPが100mSvと言ったのは、これであれば非がん影響は、まず絶対出ないということが担保されるということから来ております。

以上から、文言は今のよう形で私自身はいいのではないかと考えております。

○中村委員 どうぞ。

○星理事長 日本語、国語の問題なので、私にわからないだけかもしれません。

2個目のポツのところには「公衆の被ばく線量限度（年間1ミリシーベルト）」と書いてあって、二つ目のところには「被ばく線量が平常時の公衆の線量限度」と書いてあって、次のページに行くと「個人が受ける追加被ばく線量が年—今度は「間」が抜けて—1ミリシーベルト」となっているのです。これは脱字なのですか、それとも違うものを指しているのか。

こういうところの丁寧さが足りないと誤解を受けるような気がするのですけれども、そこはちゃんと説明してください。

○中村委員 おっしゃるとおりです。これが混乱のもとなのですね。

ですから、放射線を説明するときに、何度も添え書きとか、あるいは重複になってもいいから、その1ミリシーベルトという、この「1ミリシーベルト」という言葉がひとり歩きしている原因は、こういうところにあるのです。

ですから、ここをきちっと丁寧に、年間1ミリシーベルト。今、星先生から御指摘のあった「1ミリシーベルト」って書いてある意味が何であるかということ、くどいくらいにきちっと一つ一つ丁寧に書くような文章に変えていただけますか。

○森本次長 申し訳ございませんでした。「年間1ミリシーベルト」というふうに訂正させていただきます。

○星理事長 ついでと言ったら申し訳ないですが、追加被ばく線量という話と、それから公衆のというところで、同じ1ミリシーベルトを使っているのですね。これは、評価の仕方が同じものなのか、そうでないのかということがわからないと、また誤解を生むのだと思います。

したがって、公衆の被ばくの年間1ミリシーベルトというもののモデルと、ここで言うところの追加被ばく線量というのは、これは、きっと違うことを指していると私は理解しますから、それが違うのだというのがわからないと誤解をまた招きますので。

ここは本当に丁寧に書いてもらわないといけないところだと思います。よろしくお願

します。

○中村委員 ICRPというものの一部を抜粋しているのですが、ICRPは全てを、全部、最初から最後まで読まないで、よく、その定義がわからなくなってしまうので、それを抜粋してしまうと、今のように、公衆の被ばくなのか、追加なのか、自分が受けている被ばくなのか、あるいは空間線量率なのか、みんな同じようにとられてしまうことがあります。

ですから、「年間1ミリシーベルト」だけじゃなくて、その前に書いてあるものが、公衆、追加といったようなものをもう一度見直して、私のほうも、もう一度見直します、見直して書き直すようお願いいたします。

どうぞ。

○丹羽特命教授 個人の線量を計測するという事は非常に大事とっております。後のほうで出てきますが、個人線量計による線量評価をなぜやるのかという点が最初の段階で明快にされなければならないと思います。なぜ個人に即するかの意味を十分に記入してほしいと思います。

そしてただ測るだけではなく、その個人が線量情報をきちんと理解しなくてはなりません。ただ単に線量データを受け取るだけではなくて、マンツーマンで、しかるべき専門知識を持った方との話し合いの中で受け取るべきです。そういうプロセスの記述が抜けております。どういう文言にするかは別として、まず書き込んでください。

それから、あと8ページぐらいでしたっけ、7ページから8ページのところで、管理についても、なぜこれをするかということは、最初に頭出しをしていただきたいと思います。

○中村委員 わかりました。

ここに書いてあります4ページの個人線量に着目することについてというのは、実際に、今、丹羽先生から御指摘がありましたように、なぜ個人線量に着目するかということの文章が少し足りない気はいたします。

確かに、ここには、空間線量率から推定される被ばく線量では、いろんな形でばらつきがあったりとかということもありますので、個人線量をはかるべきだというふうにはしましけれども、個人線量計をつけていただくためには、なぜつけなければいけないか、なぜ自分ではからなければいけないかということは丁寧に説明する必要もあると思いますので、そのことを踏まえた文章を一文、どこかに入れていただいたほうが良いと思います。

○角田課長 すみません。先ほど、春日先生から、子どものメラノーマあるいは白血病に

関するランセットの論文に関しての知見について、記載すべきであるという御意見が当初あったのですけれども、その後、丹羽先生から……。違う。

それは変更なしということで。

○春日部長 私は、論文をここに記載してほしいと申し上げたつもりはありません。

そういう論文も出ていますが、それを、現在、現時点での知見で否定することはできないでしょう。ですので、このポツの1番目、ここで、がん以外の健康影響も広く捉えるような形で明らかな増加を証明することを否定することは、あまりにも乱暴ではないかという、そういう意見です。

ですので、この1ポツ目では、今のところ、国際的に、また疫学的に言える最大限のところということ、がんの死亡率というところに限定するほうが正確ではないか、そういう意見です。

○中村委員 それでは、いかがでしょうか。5ページ目までは、よろしいでしょうか。

恐らく、3ポツ、つまり6ページ目からは、かなり具体的なことになってきます。この具体的なものを少し、また抽出することによって、2ポツのところ、先ほど丹羽先生から御指摘がありましたような言葉が、もう一回繰り返されて、(2)の個人線量、4ページにかかるところに文章として追加されると思いますので、その点も踏まえて、3ポツ以降を御検討いただきたいと思います。

それでは、3ポツ以降、よろしくお願いします。

○森本次長 3ポツ以降は、まとめて読ませていただきたいというふうに考えています。

住民の帰還に向けた取組として、パッケージの施策だというふうに理解してございます。

避難指示の解除後に住民が帰還の選択をする際には、個々の住民の個人線量を低減し、健康を確保し、放射線に対する不安に対して可能な限り応える対策をきめ細かに示すことが必要である。関係する省庁においては数々の対策を準備し、着実に実施していくことが求められる。

また、避難指示の解除後の地域の状況は、国際放射線防護委員会（ICRP）における現存被ばく状況に準じた扱いをすることが妥当である。本状況下では、帰還を選択した住民に対して、国の当局が生活設計及び放射線防護の両面から帰還の条件の適合性を確認することになっている。加えて、この状況下において、住民は自らの個人線量を把握し、被ばく線量の低減を図りつつ健康を確保するといった、放射線に対する不安の解消に向けた自発的な活動を行うことが望ましいとされている。したがって、国が「帰還という選択肢」を

示すに当たって、国は、生活設計及び放射線防護の面からの帰還の条件の整備及び住民の自発的な活動に対する支援をすることが必要であるとされている。

住民の自発的な活動を支援し、住民のニーズに応じて数々の対策を講じていくためには、国、地方自治体、専門家、住民が協働して取り組むことが重要である。特に、国には、各地域の実情に応じて、数々の対策を有機的に結びつける取組が求められる。

また、地域での取組を通じて、国は、これらの対策の運用方法の改善を図るとともに、不足する対策を住民のニーズに応じて追加していくという、フィードバックが行われる仕組みを構築することが必要である。

以上のことから、国は、住民の帰還に当たり、(1) から (4) の取組が必要である。

(1) 地域における個人線量の水準の把握。

個人線量は、一般に、空間線量率から推定される被ばく積算線量より低い傾向がある。また、個人線量は実測によるデータであり、被ばく線量の実態をより正確に表しているが、個々人の生活や行動によってばらつきがある。

住民が帰還するか否かの判断に資するよう、住民が帰還する前から、帰還後に想定される住民の個人線量の水準がどの程度であるかについて把握しておくことが重要である。

そこで、住民が帰還の選択をする地域においては、例えば、国による、以下のような取組が必要となる。

避難指示解除準備区域等で活動する国や自治体の職員や「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の宿泊者など、日常的に避難指示解除準備区域等に立ち入りをしている人の個人線量を行動パターンや職業とともに把握すること。

上記の情報等を活用してマップを作成するなど、住民にわかりやすく情報を提供すること。

(2) 住民の帰還の判断に資するロードマップの策定。

住民が帰還するかどうかを判断できるよう、国は重層的な対策を用意し、地域ごとに、どの時期に、どのような対策が、どのような仕組みで利用できるかを示したものの、いわゆるロードマップを用意する必要がある。

ロードマップには、以下の①～④の対策が段階に応じて示されるべきである。

別紙は、11ページのところから載ってございます。

また、住民にとっては、インフラの整備や生活関連サービスの復興などの対策も帰還の判断に際して大きな要素であるため、これらに関する復興計画などもロードマップにあわ

せて提示することが望ましい。

①住民の個人線量の把握・管理。

帰還を選択する住民の個人線量の状況を把握するため、個人線量計等を用いて個々人の生活実態に即し、きめ細かく線量を測定するとともに、測定結果をわかりやすく説明し、住民が理解・相談をできる仕組み。

②住民の被ばく線量の低減に資する対策。

被ばく線量の低減に資するため、例えば、詳細な環境モニタリングを通じた線量マップの策定や個々の市町村の状況に応じた復興の動きと連携した除染、個人線量の測定結果等をもとに汚染源の把握、その汚染源の除去・清掃等。

③放射線に対する健康不安等に向き合った対策。

放射線に対する健康不安等に向き合った、きめ細かな保健活動・健康相談等。

④放射線に対する健康不安に向き合ってわかりやすく応えるリスクコミュニケーション対策。

放射線関連を含む幅広い知見を踏まえた正確でわかりやすい情報の収集・整理・提供。住民の方々との信頼関係を築き、住民の問題意識に丁寧に応えられる専門家等の活動の支援等。

なお、個々の地域や住民のニーズに応じて、柔軟に対策を追加することが望ましい。

(3) 帰還を選択する住民を身近で総合的に支援する仕組みの構築。

帰還の選択をする住民の放射線に対する不安に向き合うためには、地域ごとに、いわゆる相談員が住民の身近にいることが不可欠である。

相談員は、各市町村が地域の実情に応じて選出した、帰還を選択する住民に寄り添って支援をする人たちのチーム（班）であり、地域に応じて多様な形があり得る。例えば、自治会の代表者や地方自治体の職員、各市町村で活動する医師・保健師・看護師・保育士等（以下、「保健医療福祉関係者等」という。）等が考えられる。

相談員を中心とした取組は、放射線に対する不安に係る対策を有機的に結びつけ、対策が効果を発揮する上で不可欠なものである。

また、相談員は、住民の日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消といった幅広い役割を担うことが期待される。さらに、帰還した住民によるふるさとの復興やコミュニティの復活など、帰還した地域の生活環境の向上にも資することが期待される。

そのため、国は、各市町村が地域の実情に応じて選出した相談員の活動を継続的に支援することが必要である。

なお書きで、放射線に関する取組の例を掲げてございます。

放射線に対する不安に向き合うに当たって、相談員には例えば以下の役割が考えられる。個人線量計の使用方法や記録方法等の説明。

被ばく線量を減らす方法の助言（例えば、線量マップを示して住民の生活行動を助言。宅地内の汚染源の把握や除去・清掃等を実施。）。

自家栽培・自家消費作物を摂取する際のアドバイス。

放射線に対する相談等を実施（例えば、個人線量計の測定結果等に合わせて、放射線に対する健康不安を初めとした種々の健康不安に関する相談等を実施。）。

(4) 相談員の活動を支援する拠点の整備。

相談員が(3)の活動を行うためには、科学的・技術的な面からの組織的かつ継続的な支援が不可欠である。

このため、国は、地方自治体における相談員の活動を支援するための拠点を整備することが必要である。本支援拠点は、以下の機能を持つことが必要である。

相談員を科学的・技術的に支援するための専門家ネットワーク（放射線の防護、環境モニタリング、保健医療福祉関係者等）のネットワークの構築。

相談員の放射線に関する知識の習熟のための研修。

住民の健康管理に資する個人線量データの継続的な把握。

また、本拠点は、相談員の活動状況や地域の復興状況に応じて専門家ネットワークを構成する専門分野の追加・変更を図るなど、機能を柔軟に変更していくことが必要である。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。別紙の1としてつけ加えさせていただいているのが、住民の帰還の選択を支援する個々の対策と、その実施の際に考慮すべき課題です。

ここは、むしろ文章よりも箇条書きにさせていただいて、それぞれの(1)、(2)といったようなものが、今、森本次長のほうから説明があった3ポツ以降の(1)、(2)というものに対応しております。

それで、対策としては、関係省庁における対策ということで、検討会の1回目、2回目に、それぞれの対策を御披露いただき、そのときに、いろいろと考慮すべき課題という形で御意見をいただいたものを②、あるいはヒアリングの結果からも踏まえて、②を少し具体的

な形で、実施の際に考慮すべき課題という形で羅列してあります。

最終的には、私どもが出す取組として3ポツでまとめたものが、大きな柱としては(1)、(2)、(3)、(4)です。

ただ、(3)も(4)も、実際には相談員、一この相談員という名前も、それぞれの地域によって違って、地域メディエーターとか、先ほどヒアリングのところで見せていただいた地域メディエーターであったり、あるいはリスクコミュニケーターであったりといったようなお名前になっていますので、ここでは相談員のほうがわかりやすいかと思って、一応、相談員にはしてみましたけれども、格別に定義があるわけではありません。ただ、心情的には、誰もが身近にいて相談に乗ってくれる人というようなニュアンスです。

相談員も、こういう書き方にとすると相談員1人みたいになってしまいますけれども、8ページのところの下にありますように、相談員というのは、いわゆる支援をする人たちのチームとか班といったような形のもので、だからこそ、相談員1人に係る役割というのは9ページに書いてありますように非常にたくさんの役割がありますが、これは1人が背負うことではありません。

そういったものを一つのまとめとして、わからないことがあったら誰が説明する、あるいは、もしわからないことがあったら誰かに聞くというような、少し広げた形の相談員のチームというふうに考えていただければと思います。

これが、私どもが検討チームとして何度も御指摘をいただいた、先ほども御指摘をいただいたのですが、言葉がわかりにくい、こういったようなことがどうしても通じないといったようなこと、それからフィードバックをしていくためには、この相談員のシステムが非常に重要だというふうに考えておりますし、ヒアリングでも、そういう方々の活動がうまくいっているということを経験しておりましたので、そのことを、あえて相談員という形で3と4を書かせていただいています。

以上のことについて、先ほど森口先生から御指摘があって、この部分は、というふうにあったのですが、全体として本当に、どの部分をということではないので、お時間が許す限りというか、御議論いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○星理事長 2点。先ほど冒頭でも話をさせていただいたのですが、つくりはわかったのですが、何かわかりにくいというのが、全体の構造としては。何かもぞもぞしちゃう感じなので、もう少しすきっとやってほしいというのが1点なのですが。

具体的に言って、何度も話題に出している検診の受けやすさという話は、これは、厚労

省が嫌がるのだと思うのですが、市町村の枠組みを超えて、つまり、実施主体である市町村の枠組みを超えて検診が受けやすい環境をつくる。実際に受けていない人が非常に増えています。受診率が下がっているのが大問題だというのは、これは多くの市町村から聞かれます。

福島県内全体にそうですけども、特に、避難をしている住民の皆さんたちの検診の受診率がすごく下がっているのは大きな問題で、例えば、がん検診など、あるいは生活習慣病に関する検診などを受けずに、たまたま何年か後に受けたときに非常に悪化している状況で見つかるということは大変心配です。そのときに放射線の影響じゃないかというような話がまた出てくるのだらうと思うのですが、それはそれとしても、やはり受けやすい環境をつくるということについて、それは市町村の役割で、国や県は「頑張れ」と言って太鼓をたたきただけだといって、その太鼓のことも、ここに書かれていないので、太鼓さえなくなっちゃったのかなというのは、私としては不満といえば不満であります。

それから、先ほどの市町村に主体性があると言われている基礎教育についても、教育のあり方にかかわらず、市町村が実施主体とされているもののうち、こういう特殊な環境で、また帰還していくプロセスにおいて、非常に、一時的か、あるいは、かなり長い期間、障害されるといいますか、トラブル、問題が起き得ることについては、やはり市町村間の連携や、あるいは国や県の支援というのが絶対に必要なので、そこについて書いてくれないと、それぞれの省庁で考えてくださいねということや、それぞれのところで考えてくださいねというレベルではいけないのだと思います。

それから、最初に申し上げたように、やはり住民の不安というのは多岐にわたっています。それは、このことはあそこに相談に行けとか、除染するなら向こうに行けとか、何々するならこっちへ行けとか、検診はどこそこに行けっていう話は、かなり住民にとってはストレスの大きい話だろうと思います。

したがって、相談員がチームで対応するというのもとても大切ですけども、少なくともワンストップでといいますか、いろんなことが一遍に解決するような仕組みを市町村の中にもつくるし、あるいは、市町村が困ったときにワンストップで相談できるような国なり県なりの支援の仕方も、それは環境省に行けとか、そのことはこっちへ行けと言わずに済むような仕組みを、ぜひとも実現してほしい。

長くなって申し訳ないのですが、参考資料の3の、4ページです。発災当初から、このことを福島県医師会としても我々は言ってきました。そういうことが散逸してしたり、あ

るいは相談やいろんな知見がばらばらになってしまっていて不安を増強することがないように、一括して、ここでは、我々はナショナルセンターという言い方をしておりますけれども、そんなにでかい建物ということを想像しているわけではないので、ぜひともワンストップで住民の相談が受けられる体制、そして住民の支援をするさまざまな人たちが今度はまたワンストップで国や県の支援が受けられる体制ということを、より具体的に書いて、各省庁が、要は、縦割りを超えて、あるいは市町村という行政区の縦割りも超えて協力できるような環境をつくれるとすれば、これは県なり国なりの役割がとても大きいと思いますから、そこを具体的に書いてほしいというのが、現場の、この間、ヒアリングに行っても一番感じたことですし、我々が生活していても感じる場所ですので、そこについては書き漏らしのないようお願いをしたいと思います。

○中村委員 わかりました。

主に、場所とすると、今、先生が、一ごめんなさい、後ろのほうから答えてしまうことになりますけれども、9ページの(4) ぐらいのところですよ。多分、そのところを、もう少し具体的にという形ですよ。

○森本次長 おっしゃるとおりで、相談員の機能については、全体の構造としては、放射線から書き出してはいますけれども、例えば、9ページの第2パラというか2行目以降。

相談員は、住民の日常生活や将来へ向けての生活再建・生活設計の支援、こういうものにも応えていく機能というのは期待されると思います。

もう一つ言えば、相談員の方は、帰還した後ばかりではなくて、帰還するかどうか迷っておられる方もあると思いますし、それから、市町村単位ですと、帰還云々のところでない、ほかの地域にも活動がまたがるように思います。

そういった相談員の機能を、今度は支えるという意味で(4)の拠点の整備と書いてございますので、そういったところの機能を書き込むということかというふうに考えてございます。

○中村委員 合わせて、別紙の3ページのところには、実際の際に考慮すべき課題という形で、もう少しだけ具体的なことは書いてはいるのですけれども、そのことも含めて、私どものほうは、実は大体のイメージができ上がっているのですけれども、なかなか、それを絵に描くと、また、そこが問題になりますので、なるべく絵のイメージが文章に落とし込めるような形でさせていただきます。

それから、受診率が低いということは再三、星先生のほうから御指摘があったのですが、

これは、8ページの③のところの「健康相談等」という、ここに2、3行、加えるような形でよろしいでしょうか。

○星理事長 本体のほうに書いていただきたいと思うのです。

受診率の低さ、それを上げていく努力、それは「努力をする」とだけ書くと、さっきの太鼓の話になりますので、そういう区域を超えてやれるという、具体的な解決方法のアイデアも盛り込んでいただくと、みんなが共有できると思います。これは、乗り越えていただくべき、僕は、ハードルだと思っています。

○森本次長 わかりました。

例えば、6ページのところには割合さらっと書いてありまして、今、星先生がおっしゃっていたような、今現在、抱えている課題のようなものは書いていないわけですので、そういうシステムをつくるとすれば、そういった課題を見据えてやるべきだという意味で、例えば、ここに書き込むとか、いろんな工夫を考えてみたいと思います。

○中村委員 どうぞ。

○森口教授 森口です。

3. 住民の帰還に向けた取組の6ページから9ページにかけて、合計で6項目に発言したいのですが、まず2項目だけ、星先生の今の御発言に絡むところだけ先に発言させていただいて、もう一度、発言させていただきたいと思います。

1点目は、相談員が、どういうところの、どういう相談に乗るかということで、今、星先生がおっしゃったように、ワンストップでいろんなことが相談できるようにしてほしいというところがある。その一方で、かなり健康関係のところについて重視した書きぶりになっているので、それがうまく両立できるのかどうか。健康のところについては、しっかり見ていただきたいということと、一方で、何でも相談できる方を置いていただきたい。私自身も考えがまとまらないところがあるのですけれども。

特に、健康に関してきっちり相談できるということになりますと、今日の書きぶりとしては、かなり明確に「保健医療福祉関係者等」という書きぶりもありますので、こういうことになっていますと、恐らく省庁の割り振りとしては厚生労働省とも相当深く関わってくるかなと思いますので、そのあたりで、どういう制度設計をされるかということが非常に重要かと思っております。ここのところは、まだ、ほかの有識者のほうからも御意見があろうかと思っておりますけれども、相談員という話は今回の具体的取組の中では非常に重要なところだと思いますし。それから、今日のヒアリングの御報告の中では、福島県立医大の

宮崎先生のほうから、成功事例はあるけど、それをそのまま応用できない可能性もあるの
でという御指示もいただいているので、ここの設計は、ぜひ丁寧にやっていただければと
思います。

それから、もう1点は、これも星先生がおっしゃったこととも少し関係するかと思いま
すけど、6ページの冒頭に「関係する省庁においては、種々の対策を準備し」と書かれて
いるところで、これは、最初のブロックの2ページのところで申し上げたところとも関係
するのですが、ともすれば関係省庁がばらばらにということになりがちで、そのことに
ついては、有機的に結びつける取組ということが3段落目の末尾に書かれているのですが、
「国には、各地域の実情に応じて種々の対策を有機的に結びつける」。これは、どちらか
というと地方自治体とか専門家とか住民の結びつきを国が支援してくださいと書かれてい
ると思うのです。それはそれで重要なのですけれども、それ以前に、まず国自身の取組の
中での結びつきが、何か、この文章の中では十分書き切れていないような気がいたします
ので、個々にやるだけではなくて、そこについても、ぜひ連携をとってやっていただけれ
ばと思います。

○中村委員 わかりました。今の点は、大丈夫ですよ。

○森本次長 はい。

○中村委員 わかりました。森口先生、何か、それ以外にも幾つかっておっしゃっていま
したから、もしよろしければ続けてどうぞ。

○森口教授 それでは、時間も限られておりますので、なるべく手短に申し上げたいと思
います。

先ほど森下参事官からお答えいただいたことにも関係するのですが、6ページの末尾か
ら7ページにかけて、「個人線量は、一般に、空間線量率から推定される被ばく積算線量
より低い傾向がある」という文章があります。

これは、もう前3回にたびたび指摘させていただいたのですが、なぜ低くなるのか。線
量概念の違いによるものなのか、それとも空間線量率から個人線量の推定式にこれまで用
いてきた式の問題なのか、その部分が、脚注みたいな形でも結構ですので、ここは書い
ていただいたほうがいいのではないかと。

低い傾向があるというのがなぜなのかというところが説明されていないと、誤解を招く
おそれがあるかなと思いますので、そこは、できれば書いていただければと思います。

それから、7ページの(2)に「ロードマップ」という言葉が出てまいります。実は、福

島再生の会の菅野宗夫さんのヒアリングのところにもロードマップという言葉が出てきたのですが、これは、どっちかというところ復興のロードマップのお話だったかと思うのです。

ここに書かれているのは、ここで、この検討チームとして議論している対策に関するロードマップで、その中に、復興計画などもロードマップにあわせて提示することが望ましいと書かれている。もちろん、我々の対策としてはロードマップも必要なのですが、より大きなロードマップがあって、その中で被ばく関連の対策の、ある種、工程表みたいなものがあるかなと思います。そのあたりの言葉をもう少し整理していただければと思います。

それから、3点目が、8ページの②のところ、住民の被ばく線量の低減に資する対策ということで、これは除染あるいは除染後、さらに、どうやって下げていくかということに関わるかと思うのですけれども、「汚染源の把握、その汚染源の除去・清掃等」というような表現が出てまいります。

それから、9ページにも、これは相談員の方の相談内容として、二つ目のポツに「汚染源の把握や除去・清掃等を実施」と書かれておまして、別紙のほうで、別紙の2というページなのですが、これの3番目、実施の際に考慮すべき課題ということで、3番目のポツに「効果的な極地的汚染の除去・清掃等を行うこと。汚染の除去・清掃等が困難な場合は、遮蔽・改修等を行うこと」というような文章がございます。これは、具体的な修正の文案をお送りして、別紙の部分と本文のほうで修正の度合いが違うのですが、これは理由があってされたのかどうか。

というのは、特に2階の屋根の除染などが難しい場合には、室内の線量がなかなか下がりにくいケースもあって、そういった場合は、場合によっては改修というような対応が必要になるようなケースもあるのではないかなと思っております。

そのことと、先ほど空間線量に比べて個人の線量が低くなることが多いのだと思いますが、現実には、そうならない可能性がある。したがって、これまでの空間線量から推計してきたものは十分に安全側と言えるのかどうかというのは、かなりケース・バイ・ケースだと思いますので、であるからこそ、個人線量の把握が必要なのだという、だから対策をしなきゃいけないのだということからいけば、どういう対応がとれるのかということと結びついている必要があるかなと思いますので、そのところは、もう少し書き込んでいただければと思います。別紙のほうには十分書いていただいているかと思います。

最後、長くなって恐縮なのですが、これは、対策としては4項目書かれているのですけ

れども、できれば、これは人の健康影響ということに対する防護を中心に書かれているのですけれども、放射性物質がある中で暮らしていくという中で、生活なり、あるいは、いろんな生産活動に関する影響というのが出てくるかと思います。

それは、今日の資料の建て付けでいえば、この検討チーム以外の部分でやるという整理になっているようにも見えるのですけれども、実際の日々の暮らしの中での御相談とか不安の中では、健康影響となかなか切り離しにくいかなと思いますので、そこをすっぱり切ってしまう、ある種の縦割り感が何となく感じられておまして、そののところも、何らかの形で少し言及いただければなと思います。

大変長くなって恐縮ですけれども、以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

御指摘のところの最後の部分以外は、多分、受けることができると思います。

最後のところですね。いわゆる、多分、森口先生がおっしゃっているのは、個々人の健康への影響じゃなくて、例えば、ある一定の放射性物質が少量でも残っていたところで、牛を飼ったり、酪農のこととか、それから、そこでお米をつくったりといったようなことに対しても、一つ一つ相談に乗り、そうしていかないと、放射線に対する不安とか、それが最終的には生活設計、自分たちがそこで生活していく上で非常に気になること。もとを正せば、放射線で自分が病気になるかならないかという不安に加えて、生活をしていく上で今までの自立した生活を続けていくためには、その生業に対して放射線の影響があると言われて以上は、その生業が成り立たないという意味ですよ。そういうことを、この中にうまく書き込むような形なのですよ。

そこは前々から気になっていて、どこにどういうふうに入れたらいいのかがなかなかよくわからないのですが、確かに、そのことも含めて、本当は、こちらの検討チームで検討していただかなければならない内容だったことは確かなのです。ですから、少し、先生も御指摘がありましたように、この中に書き込むことが難しいので、どういう書き方にしたらいいかということをおちょっと御相談させてください。すみません。

決して、忘れてはいません。

○森口教授 ありがとうございます。

極めて具体的な例を申しますと、衣食住、いろいろあると思うのですけれども、例えば、ごみがどうしても出るわけですよ。あるいは、庭の掃除をされたり、あるいは農業を、業として営まれるか自家栽培的にやられるかどうかは別として、食べるかどうかというの

もあるんですけども、例えば、落ち葉を燃やしていいのかどうかとか、こういうことだ
って、科学的にはそう簡単には判断できないわけです。

ですから、生活をしていく中で、放射性物質がそこにあるということで、空間線量から
こうですよという以外に、科学的な判断というか助言を求められるような場面がいろいろ
とあるかと思しますので、そういう健康影響と生活の、本当に接点のところについて、丁
寧に見ていく必要があるかと思しますので、そういう意味でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○春日部長 春日です。

本来は、この検討チームでは、この議論こそ時間をかけて、じっくりやるべきだったと
いうふうに感じております。ですので、この議題に関する議論の時間が長くかかるのは仕
方がないというふうに思っております。

6ページから10ページ目まで、この構造を全体に見てみたときに、最初に、星先生もお
っしゃいましたけれども、何となくわかりにくい感じを持ちました。

それは、(1) から (4) を、ずっと先まで読んでいかないと全体が理解できないという
構造に起因しているのが一つだと思います。

それから、もう1点。1が個人線量の水準把握で、2がロードマップの策定と続きますけ
れども、ロードマップの策定の中に、また①があって個人線量の把握から始まって、②、
③、④は、どちらかという、大きな (3) 、 (4) と共通する構造になっていることです。

ですので、一つの御提案ですけれども、まずロードマップの策定ということを一段上に
上げていただいて、全体の構造を、この章の構造をわかりやすく書いていただければいか
がでしょうか。

具体的には、現在の (2) を先に書いて、それから (1) 、 (3) 、 (4) というふうに組
みかえることです。それに加えて、新たな (5) として、星先生がおっしゃった健康管理
と適切な医療の提供、これをぜひ加えていただきたいと思えます。

放射線に関する不安を持って、今後、帰還しようか、どうしようかと判断にも迷うとき
に、しっかりとときめ細やかな検診体制が継続的に提供されるということ、そして、万一、
異常が発見されたときには適切な医療を迅速に提供されるということ、この安心感がある
ことが大きな判断材料になると思うからです。これが大きな組みかえのことです。

次に、具体的に細かいことを申し上げたいと思えます。

現在の8ページ、(2)の②ですけれども、ここに住民の被ばく線量の低減に資する対策ということがあります。

森口先生の除染に関する御意見と共通しますけれども、この3行目、「復興の動きと連携した除染」の前に「無駄のない合理的な」という言葉を入れていただければいかがかと思えます。

それから、次の行、「その汚染源の除去・清掃等」とありますけれども、除去の前に「汚染源の特定と標識、そして除去・清掃等」と入れていただければいかがかと思えます。

○中村委員 ごめんなさい。標識というのは。

○春日部長 汚染源が除去できる場合だけとは限らないと思うので、まず、汚染源を特定して、そこにマークをつける。つまり、ここはなるべく近寄らないほうがいいということに住民の方にわかっていただく、そういうコードを。

○中村委員 わかりました。そこをはっきりと、それが、そこだよっていう目印をつけるという意味の。

○春日部長 そうです。目印です。

その後で、除去が可能であれば除去したり清掃したりするという、そういう段階を御提案します。

それに呼応しまして、別紙のほうもあります。

別紙の(2)②、ここにポツが三つあります。

1ポツ目「住民の行動パターンに応じた」とありますけれども、「行動パターン」に加えて「特に通学路や児童関連施設周辺」、一すみません、「パターンに応じた」の後ですね、「パターンに応じた(特に通学路や児童関連施設周辺の)環境モニタリングを実施すること。」。

それから、この三つのポツが並んだ後に加えて、先ほどの標識のことですけれども、「住民の生活現場における標識」ということを加えていただければいかがかと思えます。

それから、(3)の②、最後ですけれども、ここに検診のことを入れていただきたいと思えます。

すなわち、新たなポツを追加して、「継続的・統合的検診体制と迅速・適切な医療提供体制の整備をすること。」。

以上、よろしく願いいたします。

○中村委員 わかりました。

春日先生がおっしゃったことは、確かに、この点について検討チームで論議すべき内容だったと思います。ですから、今のことについては、もう一回、こういう書き方でいいかどうかというのを、書いて、また先生に見ていただくという形で。ここで今すぐ、「こう書きます」、「先生がおっしゃったとおり書きます」っていうふうにはお答えできませんので、見ていただくという形でよろしいですか。

○森本次長 ちょっと、よろしいでしょうか。

今、幾つか修文の意見をいただきましたので、そういうのは、まず、そういう修文の整理をして、それに対して、こう対応したというふうな表をつくらせていただいて、かつ直して、御相談するという形にして、また、規制委員会にかけるときに、そういった直しがあったことも見えるようにしたいと思います。そういったことをやりたいと思います。

それと、春日先生の意見の中で、3の立てつけ、(1)、(2)、(3)、(4)のところですが、説明が不足していて申し訳なかったんですが、まず、(1)というのは、皆さんがまだ戻られていないときに、その段階で水準を調べて、それを避難されている方々に提供するという形になります。

つまり、時間軸でいうと、まだ動いていない時期ということです。

(2)になると、その後、具体的なロードマップになり、そして(3)、(4)の仕組みをつくる。絵柄としては、そうなるのですけれども、そういう意味で、(2)が一番前に来るとするのは、若干、違和感があるかと思っていますのですが。

○春日部長 今、書かれている(1)で、あらかじめ調査するという、予備調査ですね、それも含めてロードマップに入れることも可能ではないかというのが私の提案です。

○森本次長 なるほど。もし先生方がよろしければ、それでも結構です。

○中村委員 どうぞ。

○星理事長 もう少し丁寧に書く必要があるのかと思うのです。

例えば、別紙の2のところの(3)①各省庁と書いてあって、ここには「放射線に対する健康不安に向き合うため、住民の健康不安に適切に対応可能な保健師活動」って、断定的に「保健師活動」って書いてあるのですね。保健師の活動。一方で、前のほうを見ると、いろんな人にやらせなさいと。

結局、市町村の保健師さんの活動という話と、先ほど言っている相談員の活動というのが、重なっているのか、重なっていないのか、どういう役割分担なのかということが書かれていないのでわかりにくい。

ですから、保健師さんの活動にもいろいろあって、例えば、住民健診の健診率を上げるというの大きな活動だし、メタボ健診の後の事後指導をしていこうというようなこともそうだろうし、あるいは放射線に対する不安に対する相談を受けるというのもそうだろうし。

ですから、川内なんかで見てきたときには、そういうものの役割分担を決めて、しかし、相互に連携しながらという、具体的な現場を見てまいりましたので、そういうことがわかるように書かないと、これは独立したものがあって、別々にやられているように見えちゃうと、また誰の責任だみたいなことになりかねないので、その辺を、もう少し、全体の構成と、後の別紙のところの対応関係が、もうちょっとわかるように書かないと、これは妥協の産物っぽいところがあるので、そこは何とか越えてほしいと思っています。

○中村委員 おっしゃるとおりです。

別紙のほうは、むしろ関係省庁における対策というふうには書いてあるのですが、これは各省庁が行ってくる、あるいは行ってきた対策です。これを全て、よしとしているわけではありません。

ただ、私どもの立場としては、今までやってきたことを全部全否定するものではありません。それは誤解しないでいただきたいと思います。ここに座っていらっしゃる関係省庁の方を別によいしょするわけではなく、それを全て否定するわけではありません。

だけど、ここで検討チームの最初的时候も皆さんから御意見をいただいたように、ニーズに合ったものではない、あるいは、こういう取組だったら、もっとこうしなければ効果的でないというような意見が出ていますので、むしろ、この対策よりも、②の実施の際に考慮すべき課題という、こちらのほうが、そちら側に要求している内容です。

ただ、ここも、確かに書き方としてはまだ不十分、もっと具体的なふう書き込んだほうがいい内容がありますので、この対策よりも、むしろ課題のほうに少し軸を入れさせていただいたほうがわかりやすいかもしれない。

○森本次長 先ほど星先生がおっしゃっていただいたような、言葉が対応していないところところは修正させていただきます。

○丹羽特命教授 これが非常にわかりにくくなっている理由は、一つには、相談員という名前のもとに、何でもかんでもそこへ突っ込んでいる。実際問題として、生活の不安と言っても、個々の方々の不安にはいろいろ階層があり、雇用がないとか、インフラができていないとか、個人ではどうもこうもならなくて地方行政がコミットしなければだめと言う

ものから、より個人に即した放射線の線量とその管理とか言う相談員が個々にやるようなことまでいろいろあります。そのため整理しないと保健師さんとオーバーラップしちゃう。

そうすると、全部、個人の相談員に突っ込むのはやはり無理で、システムとしての階層性を明確にさせていただきたい。それで、それぞれの階層を見ながら全体のバランスを考えるセンター的なものが市町村にあり、そのセンタでコミュニティの再生から個人の面倒まで見る。そういったシステムの中での相談員さんであって、ようやくいろいろと面倒を見ることができます。そうでなく今のこの刷り物だけで、到底議論できないように思えます。だからこそ頭を抱えていたのです、ずっと。

○中村委員 先ほども、星先生に申し上げたのですけれども、大体のイメージというのは、実はでき上がっています。ただ、それは、また出すと、いろいろと問題になって。

確かに、先ほどから私が申し上げましたように、相談員というのはチームでありという、「相談員ズ」なんです。なんだけど、そここのところを字に書くことがなかなかできなくて、丹羽先生がおっしゃっているようなことは全てごもつともで、よくわかるのですが、このままですと、確かに字面を追っていただけではわかりにくいです。

幾つかお知恵を拝借したいのですけれども、そここのところも踏まえて、もう少し、できそうですか。

○丹羽特命教授 私が申し上げたいのは、細々書くことが必ずしも必要ではなくて、国としては、どういう責任を持って、どういうシステムをつくるかということをはっきりしておいていただいて、そのシステムが何をやるかということが書けておればいい。

最終的には、個々の住民の方々の、これは帰還される方、されない方も含めたシステムになりますので、そここの現地だけに張りついて相談員ということだけでは、うまく機能しない部分が当然出てくると思います。

だから、階層を考慮したシステムでは、最終的に個々の相談員が住民と接した部分であります。その住民の意見を吸い上げて大きいこともできるような組織でないとだめです。先ほど絵があるとかおっしゃいましたけど、その絵を見せることができなければ見せなくてもいい。ただ、全体の組織がきっちりわかるような書き方をさせていただければ、これほど細々書く必要もなくなるのではないかな。

細々したところは、後、ゆっくりと落とし込んでいけばいいと思っております。

○中村委員 わかりました。

その意味では、恐らく、9ページの(4)が一番の大きな。ですよね。

○森本次長 おっしゃるとおりでして、総合的に支援する仕組みというものは、いわゆる現場では相談員でありますけれども、それを支える国が、しっかりした支える支援拠点が必要だというのが(4)になっています。これが、並行して書いているので非常にわかりにくいということであれば、これを少しわかるように整理するということかと思えます。

○丹羽特命教授 春日先生がおっしゃったように、最終的には、ロードマップは何のためかといったら、これは、帰還される住民、されない住民の方のためのものなのですよ。

それで、生活設計がちゃんと成り立つシステムが必要ですよというのがあって、その下にぶら下がる一つとして相談員や個々の駒がある。複数の機能が必要で、それぞれの機能を縦糸とすれば、それらを束ねる横糸が必要です。少なくとも二つのベクトルが必要になると思っております。

○森本次長 それを、わかるように整理したいと思います。

○明石理事 線量について、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思えます。

別紙の1の、②の5ポツのところに、個人線量の測定結果をもとに追加被ばく線量等と、いっぱい書いてあります。

先ほどから、追加線量とか、それから公衆線量とか、いろんな言葉が出てきています。個人線量計ではかれるものというのはバックグラウンドと追加線量を足したものでしかないということ、それから、自治体が独自にやられている線量計の使い方等も多少違った部分もあります。

個人線量というものを、もちろん定義もさることながら、ある程度、どこの自治体とでも共通に数字が持てるような方法がないと、場所によって線量が違うということが出てきてしまいますので、ぜひ、そこは統一性のあるやり方をしてほしい。

ここに一部書かれていますけれども、ここは基本的なことだと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

○中村委員 ありがとうございます。

これは、リスクミというか、放射線を説明する上で基礎的なものです。特に、不安を一つ惹起する原因としては、それぞれによって、個人線量にしても、線量にしても、追加被ばく線量についても、それぞれの説明が一定していないということが、同じことを言っているにもかかわらず説明の仕方が違ったりすることによる不安感というのは非常に大きいと思えます。ですから、ここは2行ぐらいになっていますけれども、もうちょっと膨らませた書き方を願ひします。

一応、5名の方から御意見は全部いただいたのですけれども、もう時間は完全にオーバーしているのですけれども、今、森本さんのほうから言われましたように、今日はたくさんの方の御意見をいただきました。

それで、確かに、検討チームの最初に申し上げましたように、この時間が非常に短くて肝心なところまで行っていないのは事実です。ですが、ものを考えるに当たって、どこかで一步前に進まないと、なかなかキックオフという形にはならないと思います。

いろいろな形を考えて、非常に無理なお時間である中、また、私どもとしては、全ての検討を公開でさせていただくということの原則を一部破っております。

それはなぜかという、この検討チームに関しての案を、もちろん公表するということが可能な状態にしておりますけれども、先生方にメールで投げて御意見をいただくような形のものをとらせていただきました。この後も恐らく、今いただいた御意見と、それをどういうふうに変えたかといったようなものを一つの表にして、また先生にお願いします。これはメールで多分なると思います。もちろん公開させていただきますけれども、そういう形になると思います。

ただ、こうやって検討チームを開いて、ここの場でお話をするということは、4回目は、この次は原子力規制委員会にかけるという形で、もちろん先生方の御意志を踏まえた案をあらかじめ見ていただくということの条件をつけて、原子力規制委員会の名前で、原子力規制委員会として提出させていただくということをお認めいただきたいと思います。

もう一つは、先ほど丹羽先生からおっしゃいましたように、必ず、この作業とか、やったことについては、検討チームとしても、あるいは、また別の形の検討チームとしても、もちろん参加していただいて、きちっとフィードバックさせて、それに加えて、大きなまた意見をいただくという機会を必ず設けさせていただきます。

もし、ここでまとめたこと、もし原子力規制委員会が提示したことが、うまくまとめられていなかったようであれば、即座に先生の方から御意見をいただき、これはメールでも何でも一向に構いませんし、あるいは公開の場でも構いませんし、言ったことをやっておらんじゃないかということをお願いして十分結構でございます。

その段階で、また検討チームを開催させていただくということも考えておりますので、それも、まだお役目はずっと続いていることを御了解いただきたいと思います。

それから、先ほど相談員ということが何度も出てきました。これは、「相談員ズ」という一つのチームプレイになっております。この中には、専門家の御意見を聞いて、相談員

が、そこで困っている人、不安を持っている人に直接お話しするに当たって、専門家の御意見がどうしても必要になったりするようなことがあります。

そのときは、誠に申し訳ないのですけれども、専門家としての御意見を頂戴したいので、この相談員チームの拠点の中には全ての先生の御支援が必要ですので、そういう意味でも、これから専門家チームとして中に入らせていただきたいと思います。

その時点でも、また何か御意見をいただければと思いますので、この検討チームは、少なくとも、これでお開きではなくて、この会合は一応、次の原子力規制委員会までの一つの区切りとはさせていただきますが、まだしばらくの間、御支援と、それから忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○森口教授 今、中村委員からの御説明をお聞きしながら、今後のことを、どういうふうに我々として考えたらいいかと思っております。

これは冒頭に、今日の進め方、どこまでまとめるのかということについて発言させていただいたことと関係いたします。

正直に申し上げて、この検討の時間が非常に短かった。短いからという言い訳をしてはいけないと思うのですが、いろんな段取りもあって議論がし尽くせなかったところはあるかと思えます。

特に、今日、2とか3とか、具体的な議論がようやくできたのですが、なぜできなかったかということ、今日の1に書いていただいた部分、帰還を選択しない場合にどうするのか、あるいは、放射線防護以外の部分をどうするのかということの入り口で随分手間取ってしまった。ただ、それは非常に重要な議論だったと思えますし、それについては、今日の冒頭の1枚目、2枚目にしっかり書いていただいたということで、それは大きな成果があったと私は思っております。

ただ、それについては、書くだけではなくて、ちゃんとフォローをするというか、どこが本当に責任を持ってやっていただくのかということについて、かなり、さっき強い文案をお示ししましたので、ぜひ、それは原子力委員会で御審議いただきたいと思いますと思うのですが、気になるのは、むしろ、この検討チームとして本来もっと詳細に時間をかけて議論すべきであった2、3の部分、いかんせん議論がし尽くしていない部分があると思えます。

その一方で、次のことを考えると、特に福島の実地の方々のことを考えますと、ここで何かを出して前へ進まなければいけないという御事情もありますので、今日、ここで一旦、議論を、ある種の中間的なまとめとするということは必要ではないかなと思えます。

ただ、中間まとめをするに当たっても、丁寧に、私どもは文案について見させていただきたいということは、最初に申し上げたとおりです。

ぜひ、そう遠くないうちに、このフォローアップをさせていただけないのかなど。今日で一旦、議論は切るということかと思えますけど、これで終わりじゃないというふうに中村委員がまさにおっしゃったので、我々としても、これの後がどうなっていくのかということについては。実際に、これ動かす段階で、いろんな問題が出てくるのだと思います。それから、ヒアリングについては、もっともっと現地の声を聞いていただきたいという話もありました。それは、そういうプロセスの中で出てくることだと思いますので、ぜひ、そここのところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

一つの提案としては、これは最終的なまとめではないという意味で、例えば、中間取りまとめという題にしてはどうですかと言おうと思ひたのですが、これは、実は、霞が関文学で、「中間取りまとめ」って書いて、実際に「最終取りまとめ」ってあまり見たことがなくて、「中間取りまとめ」って書いてしまうと、むしろ次をやらないのじゃないかというような危惧も覚えるものですから、そうではなくて、もう書きぶり、タイトルはお任せいたしますので、そう遠くないうちに、これのフォローアップのための会合チームを招集していただけるということについては、ぜひ、お約束いただければと思ひます。

○中村委員 御理解いただいて、ありがとうございます。

私も、それを霞が関文学と言うかどうかはよくわかりませんが、確かに、「中間取りまとめ」というのが、何の中間だかよくわからないことは承知しております。

ですから、なるべく、その言葉を使わないようにしてきたのですけれども、なかなか御議論いただくときに、検討チームとしての御議論、あるいは原子力規制委員会としての御議論というすみ分けが難しかったこともありまして、こういう形にさせていただきました。

ただ、原子力規制委員会として出す案に関しましては、先ほどから何度も申し上げますように、必ず先生方に見ていただきます。

その上で原子力規制委員会という形で出させていただいて、大体、水曜日なのですけれども、水曜の定例会で、ほかの委員の先生方に聞いて、そして、それでクレジットをつけて、具体的には原子力規制委員長から原災本部のほう、あるいは、ほかのところ、関係省庁に落としていただくというようなことをしております。

原子力規制委員会は、いろんな形でウオッチングも続けますし、必ずフォローアップもいたします。そのフォローアップをする段階で、また検討チームの先生方に必ず御足労い

ただくことになると思いますし、今、森口先生がおっしゃいましたように、遅過ぎない前に、必ずフォローアップをするように手配したいと思います。ありがとうございます。

○丹羽特命教授 森口先生のお話と同じなのですが、冒頭で申し上げたのは、この文章は、不本意ながら議論が尽くされていない、でも、不本意ながらこれを出すのであれば、次に文言の修正のチャンスが必要です。そういった場合に、我々は責任があるから見守りたいし、このようは検討チームというのが、スタンディングな常置の委員会か何かであるべきであろうという意見を申し上げました。

それで、今般、原子力規制委員会は検討チームを設置し、それから科学的・技術的な見地から検討した、ということで終わりになる可能性があります。だから、システムとして検討チームがどうなるのかが気になります。中村先生からは、いやいやまた招集しますよというふうには言っていて、それは本当だろうと思いますが、今後それが動くのか否かが全然見えない。我々が、いやいや、これは大変だよと例えば思うような事態が出てきても、原子力規制委員会のほうで、そうではないという御判断であれば、当然、招集されないわけでありますので、だから、そのあたりがどうも見えないと、私は非常に気になっておるのですけれど。

だから、これで終わりと、「はい、さよなら」というような形であって、それで妙なほうに動かないということ、だから文言として、それをここに、何かの形で入れていただきたいというふうをお願いいたしました。

○森本次長 冒頭のところで、森口先生からお話しいただいたお話がございます。それを規制委員会としてフォローする、それからまた、丹羽先生から検討会議としてフォローするとありますので、その文言をどういうふうにか工夫して、また御相談申し上げたいと思います。

○中村委員 よろしいですか。どうぞ。

○星理事長 責任があるのだらうと思います。私も、そして、これからも長らく福島のことを考えていかなきゃいけないということだけは申し上げておきたいと思います。

これでおしまいではありませんし、これから本当に、帰還だけではなくて、長期に生活する、これは多分、福島県民だけじゃないと思います。多くの関係の人たちの幸せの一助になる、そして、それを我々が責任を持って見守っていく、あるいは責任を持って議論をしていく、あるいは行動していくということを約束せざるを得ないのだらうなど、そのことは申し上げておきたいと思いますし、そういう役割を果たせるように、皆さん方にも協

力をいただきたいと思えます。

今まで多くの委員会で、私が何度も申し上げました、言いつ放しで、聞かれっ放しで、そのままになっていたものを、少なくとも幾つか拾っていただいたという意味では、私は、その価値があったと、僕自身は思っています。ただ、これで終わりでないことも一方、事実ですので、きちんと、その辺は、お互いに、そういう理解をした上で進んでいきたいと、そのように思います。ありがとうございます。

○中村委員 原子力規制委員会は、今年の9月19日に発足いたしました。

その中の一つの項目として、福島原発事故を受けて、そこで学んだことを、どんなことがあっても生かしたい。そこで学んだことを、それを生かすことによって、いろんな形で今後の何かお手伝いができるのではないかというのが、少なくとも原子力規制委員会の一つのミッションです。多くのミッションもありますけれども。

したがって、この事故によって何か起こったり、あるいは、これから起こることに対しては、原子力規制委員会としては、決して目を離すことなく。どこまで踏み込むかということについては、かなり論議があると思えます。あるいは、検討チームとしてどこまで踏み込むかということについても、かなり論議があると思えます。

しかし、少なくとも原子力規制委員会、少なくとも田中委員長と私は、この福島原発事故で起こったことを身に染みて、それをもって放射線をうまく伝え、放射線について不安を解消することを一つのミッションだと考えておりますので、この席をもって、検討チームがこれで終わるということは絶対にないということをお約束いたしますし、また、今後、いろんな形で御支援をいただきたいときには、誠に申し訳ないのですが、非常にお忙しいとはわかっていますけれど、遠慮なく声をかけさせていただきます。

先生方の御意見を非常に貴重として、なおかつ、原子力規制委員会が独断で何かをするということのそしりを免れないように、皆さんから御意見を伺いたい。いろんな方々の御意見を伺いたいということは基本方針ですから、それは、忌憚のない意見を御披露することも含めて、こういう検討チームを開催したいと思えますので、しばらくおつき合いたいと思っています。

それでは、よろしいでしょうか。

時間が超過しましたこと、それから、少なくともこれで終わりではないというふうに申し上げましたけれども、この4回、非常にお忙しいところをおつき合いただきました。重ねて、それから、ヒアリングにもおつき合いただきました。

非常な形で、十分でないことは十分承知しておりますけれども、必ず先生方の御意見を反映する形で、まず少なくとも第1回目の取りまとめのようなものは確実に前に出させていただきます。

これをもって少しはキックオフができるというふうに感じておりますので、これまでの御支援、まず、中間という形ではなくて、まだ初歩段階ですけれども、御支援を厚く感謝いたします。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。これまでの4回分、本当にありがとうございました。